

第5回 東京都児童福祉審議会専門部会
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和6年12月20日(金) 17時00分～20時02分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 心理的・治療的ケア体制の集中討議について

(2) 計画素案検討

第1章 基本的考え方と全体像

第2章 東京都の状況

- ・統計データ
- ・代替養育を必要とする児童数の推計
- ・子供へのアンケート・ヒアリング結果

第3章 東京都における具体的な取組

- 目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実
- 目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
- 目標3 家庭と同様の環境における養育の推進
- 目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- 目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- 目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- 目標7 児童相談体制の強化
- 目標8 一時保護児童への支援体制の強化
- 目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

第4章 計画の進捗評価と見直し

(3) その他

(閉会)

4 出席委員：

新保部会長、横堀副部会長（オンライン出席）、掛川委員、木村委員、齋藤委員、左近士委員、高田委員、田中委員、都留委員、能登委員（オンライン出席）、古川委員、宮原委員、武藤委員、米山委員（オンライン出席）、柏女委員

5 配布資料

【資料】

- 資料 1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料 2 第 4 回児童福祉審議会専門部会 委員意見
- 資料 3 心理的・治療的ケア体制の集中討議について
- 資料 4 東京都社会的養育推進計画素案
- 資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体等

開 会

午後5時00分

○企画課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。引き続き私のほうで冒頭は始めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。今日は田中委員、中板委員、米山委員が遅れていらっしゃる予定となっております。また、本日、増沢委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、そのほかの委員の方は皆様御出席でございますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。

なお、横堀副会長と能登委員はオンラインにて御出席いただいております。聞こえますでしょうか。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確認をお願いいたします。次第に記載のとおり資料1から資料4までと資料集がございます。「統合版第5回専門部会資料」ファイルを基に御説明を進めていきますので、個別資料ごとに分けたファイルや資料集は必要に応じて御覧いただければと思います。

タブレットの操作方法につきまして、お手元に配付しておりますペーパーレス会議システム操作方法を御参照いただければと思います。タブレットについて不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員にお声がけいただければと思います。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

御発言に際しましては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

また、本日は長時間の会議となっております。3時間ということで20時までを予定しておりますので、会議の中ほどで10分間の休憩を取らせていただきます。また、そのほかにも適時御自身の判断で御休憩を取っていただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第5回の東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

この後の進行は新保部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新保部会長 では、早速審議に入らせていただきます。

本日の専門部会をもちまして最後の議論となります。これまでの御意見を踏まえて新たな計画の素案を整理しております。本日は素案の議論をメインに進めていきますが、令和6年12月2日に委員の人数を絞って「心理的・治療的ケア体制の集中討議」を行いましたので、まずは事務局から集中討議についての御報告をお願いいたします。

○企画課長 資料3「心理的・治療的ケア体制の集中討議について」を御覧いただけますでしょうか。

新保部会長と相談いたしまして、専門部会のメンバーから人数を絞り込んだ形で令和6年12月2日に集中討議を開催いたしました。児童自立支援施設は東京都に2か所、誠明学園と萩山実務学校がございますが、こちらの入所児童について状態像は、ケアニーズの高い子供が非常に増えているということで、体制の強化に向けた集中討議を行ったところでございます。議事はこちらに記載のとおり1番から5番、3番目から「生活寮の運営体制強化」、「心理支援体制の整備」、「アフターケア実施体制の充実強化」の3つに絞って意見をいただきました。

次のページ以降は議論の主な御意見をまとめたものでございますので、後ほど御参考にしていただければと思います。本日は紹介を割愛させていただきます。

集中討議の概要としてまとめたものがございますので、14ページになりますが、そちらで説明をさせていただきます。

児童自立支援施設、今2か所においては被虐待経験を有する児童、精神障害、発達障害の課題を抱えて個別専門的な対応が必要な児童が増加傾向でございます。また、児童精神科への通院・服薬治療中の児童、医療的支援を必要とする児童が増加しております。こうした状況を踏まえて、都立児童自立支援施設が今後担う役割と体制について、体制強化につきまして検討をいただきました。大きく3つに分けて御意見をいただきまして、素案のほうに具体的には反映しておりますので、後ほど計画の素案の説明の中で具体的に御案内させていただきたいと思っております。

「1 生活寮の運営体制強化」といたしましては、項目といたしましてはケア単位の小規模化・ケアワーカーの増配置、そして、マネジメント体制の整備が必要ではないかという御意見をいただいております。また、「2 心理支援体制の整備」では、心理職員の増配置、また、医療との連携について御意見をいただいております。また、「3 アフターケア実施体制の充実強化」といたしましては、現在出身寮の職員が中心となってアフターケアを行っておりますが、専属のアフターケアを担う職員の配置が必要ではないかという

ような御意見をいただいております。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。

○新保部会長 ありがとうございます。

これらの内容については次の議題の計画の素案に反映していただいておりますが、この時点で確認をしておきたいことなどがありましたら、御質問、御意見をお願いいたします。

特になければ先に進めさせていただきます。

続いて、計画素案の議論に入ります。まず、第1章「基本的考え方と全体像」について事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、資料4「東京都社会的養育推進計画素案」の第1章「東京都社会的養育推進計画の基本的な考え方と全体像」でございます。こちらは前回骨子から少し肉付けをしているところでございますが、主な変更点といたしましては、ページをめくっていただきまして21ページ目以降、「5 計画全体を貫く共通の考え方、計画の「理念」・「目標」・「視点」」、こちらの項目について細かく記載をしております。設定の考え方について解説をしているところでございます。家庭養育優先原則の部分、パーマネンシー保障についての御説明、次のページ、22ページでございますが、「6つの視点<計画の推進に当たって留意すべき視点>」のところで、前回、柏女委員から6つ目の視点で、子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援の視点ということを追加していただきたいという御意見がありましたので、こちらを加えております。

23ページ以降は「3つの理念」の解説、また、24ページ以降は「9つの目標」のそれぞれの解説をしております。最後に「6つの視点」についての解説を記載しております。

説明は以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見などがありましたらお願いします。時間の流れからいうと、この章については大体5分ぐらいと考えておりますので、意見があればぜひお出してください。そして、今回で会議が終わりになりますので、最後に皆さん方一通り全員に、意見というか御感想などを述べていただく時間を持ちたいなと思っております。ただし、1人1分ぐらいを今イメージしています。

では、この件について第1章「基本的考え方と全体像」は何かありますか。

特になければ第2章「東京都の状況」に進みたいと思いますが、よろしいですか。

では、続いて第2章について説明をお願いいたします。

○企画課長 第2章「東京都の状況」、29ページからでございます。こちらも前回の御意見を踏まえてデータを幾つか追加しているところを御紹介させていただきます。まず、統計部分のところの追加について御説明をさせていただきます。

37ページの「4 自立支援状況」の部分で、自立援助ホームについて追加してほしいということで、こちらに追加をしております。

続きまして、38ページ、「(2) 児童福祉司一人当たり相談件数」について、虐待相談件数だけではなく総相談件数を追加してございます。

続きまして、41ページ、一時保護委託先の施設種別ごとの状況について追加してほしいということで追加しております。

最後、42ページ、ショートステイについての取組状況について、区市町村の取組状況、あと施設種別ごとの実施状況について記載を追加しております。

続きまして、43ページ以降でございますが、「7 代替養育を必要とする児童数の推計」でございます。こちらは中段の算定方法を御覧いただきまして、都と区の合計数を都全体の数値ということで今回掲載しております。そのため、都と区と共通の方法で算定をさせていただいておりますが、一方で児童相談所設置自治体が独自に事例蓄積などで算定している部分もございますので、具体的には下の点線枠囲みの中で、共通の部分は、前年度末の措置児童数は共通の算定方式で算定いたしまして、下線部分の潜在需要と予防的支援での家庭維持見込み数、こちらについては区児童相談所がそれぞれ独自に事例蓄積に基づいた数値を算定していて、それを合算しているところでございます。

具体的には45ページになりますが、上段の推計値①が都管轄分の推計の年度末の措置児童数、中段が区児童相談所分の措置児童数、下段が合算した措置児童数で、令和11年度4,269人という数値が算定されております。

続きまして、46ページでございます。こちらがそれぞれの区児童相談所と都を含めた潜在需要及び予防的支援での家庭維持見込み数をオリジナルで算定したものでございます。都の場合は、例えば潜在需要については算定をしておりますが、予防的支援での家庭維持見込み数についてはなお書きの部分でございますが、ここは減要素になる部分ですけれども、現時点では都全体の事例蓄積が十分でないため算定が困難だということで、今回の推計には算定しておりませんが、児童相談所設置区においては見込んでいる自治体もございますので、そちらを加味しているところでございます。

続いて上段の部分が都管轄分、中段が区児童相談所分、それを合算したのが下段のとこ

ろでございますが、令和11年度で259人ということで、こちらを加味したもの、47ページが全て合算したものでございます。都児童相談所、区児童相談所分を合算いたしまして、推計値、下段の部分でございますが、代替養育を必要とする児童数、令和11年度には4,528人という推計値になっております。これは現行計画に比べますと170人の減ということにはなっておりますが、やはり近年の児童虐待の相談件数が右肩上がり増加しているということから、これも増加の見込みを算定しているところでございます。下段はそれを年齢区別に算定したものでございます。

続きまして、次のページ、48ページからは里親の委託率についての記載でございます。前回の部会でも御説明をさせていただきましたが、目標数値につきましては37.4%を次期計画でも目標設定をしていきたいと考えております。都内ではまだケアニーズの高い児童が増加しております、児童養護施設の支援が必要な児童の入所も今後見込まれるということで、まずは37.4%という数値を目標に掲げまして、着実に実績を伸ばし、施策を強力に推進して目標を達成していきたいと考えております。その算定した具体的な里親の委託児童数がこちらの記載のとおりでございます。令和11年度合計して37.4%を児童数に換算いたしますと、1,694人ということになります。

それを次のページ、49ページでございますが、必要な里親登録数、今の委託の状況を加味いたしますと、必要な里親登録家庭数については令和11年度には2,711家庭という算定になります。

続きまして、次のページ、「9 施設で養育が必要な児童数の推計」、これは全体の数値から里親の委託児童数を除いた数値になります。令和11年度については2,834人という算定でございます。これも施設の入所率などから必要な施設の定員数を算定いたしますと、「(2) 必要な施設定員数」のとおり令和11年度には3,211人分の定員が必要ということになります。

続きまして、「10 子供へのアンケート・ヒアリング調査」でございます。児童養護施設、自立援助ホーム、里親・ファミリーホーム、続けて一時保護の児童にもアンケート・ヒアリングを行った結果を御紹介させていただきます。

まず、施設、里親の子供には合計24名の方にアンケートとヒアリングを行いました。ページをめくっていただきまして、53ページでございますが、24名の方に対して、例えば自分の気持ちや意見を言えているか、周りの人は話を聞いてくれるか、周りの人に大切にされていると感じているか、また、大人がどういう対応をするのか説明を聞いている

のか、児童相談所の職員に伝えたいことをきちんと伝えることができているのか、会いに来てもらいたいかということ、安心して過ごせる居場所があるのかという質問をしております。また、「(8) その他」で、普段の生活で困ったことや嫌だったことはあるのかという問いに対しては、施設と自立援助ホームの結果では、「我慢することが多い」「決まりやルールが多い」といった回答が多かったという結果でございます。里子のアンケートでは、「困ったことや嫌だったことはない」という回答が最も多くなりました。また、施設職員には「一緒に遊んでほしい」「話をしっかり聞いてほしい」「困っていることがなくなるように一緒に考えてほしい」といった回答が多かったという結果になっております。

57ページは自由意見について記載、ヒアリングで聞いた内容をまとめております。「職員とのコミュニケーション」では、「週1回くらいは雑談できる時間がほしい」「一緒に話す時間をもっとほしい」、「施設等でのルール」では、「スマートフォンを持たせてほしい」など、また、「施設の設定や環境の充実」では、「インターネット環境がない」という意見もありました。「その他」といたしましては、「祖父母の家など、以前いた居場所が安心できる」「大人数が得意ではなく、少人数が良い」「過去に在籍した施設の人と連絡をとりたい」「区市町村職員が何度も話を聞いてくれ、「諦めるな」と言ってくれた」というような声もありました。この間、里親のヒアリングにも委員の方に御同席いただきたり御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

続きまして、一時保護所の結果でございます。

○事業調整担当課長 一時保護所につきましても同様のアンケートを行っております。一時保護所で入所中の子供と退所後の子供を対象としまして、入所中の子供につきましては就学前から高校生ままでを対象としております。都内11か所で行いまして、大体1所当たり13名の子供たちに依頼をしております。回答数といたしましては86名となっております。質問数につきましては、全体で24問あるのですが、ここでは主だったものを紹介しております。未就学児に対しましては3問質問をしております。

質問の内容につきましては、後で御覧になっていただきたいのですが、一時保護所の生活におきましてよかったことあるいは嫌だったことなどについて聞いていて、あとは権利擁護の観点から、相談に乗ってもらえたかとか、私物や通学などについても聞いているところでございます。

以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま第2章「東京都の状況」の内容について、統計データや代替養育を必要とする子供の数の推移、子供へのアンケート・ヒアリング調査結果などについて説明をいただきました。

おそらく区の算定と都の算定が合っているかどうかということは、例えば古川委員はいかがですか。何か御意見があったらお願いします。その後、子供の意見というものが後ろに幾つか出てきているので、もし可能でしたら田中委員からその後発言をいただければと思います。

古川委員、いかがでしょうか。

○古川委員 中野区、古川でございます。

今回この「代替養育を必要とする児童数の推計」にあたりましては、43ページの下段のほうに示していただいているとおり、共通で算定する部分、あと各自治体の実情を踏まえた部分ということで、ある程度公式を整えていただいて推計をして、それぞれを合算していただいているということでございます。各区によってその潜在需要をどう考えるかとか、あと予防的などところでその需要数をどう見込むかというのは、やはり各区の取組の中で様々考えがあろうかというように思っておりまして、中野区の場合はそこを見なくてよいというような話で計画を今立てているところでございますが、そういったところをトータルに考えて東京都全体の代替養育を必要とする子供の数を積み上げていただいているので、こういった形でやっていただけて、東京都全体のある意味実態に即した推計ができていないかというようには感じてございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

中央区の話もお聞かせいただけてよいですか。同じように区のデータと都のデータをつなぎ合わせてやろうとしていますが、特段何か問題はないですか。左近士委員、いかがですか。

○左近士委員 これに関しては特に意見は大丈夫です。

○新保部会長 ありがとうございます。

お待たせしました。田中委員、アンケートの結果などについてお願いします。

○田中委員 心構えを準備していなかったのですが、調査いただき、ありがとうございました。子供の声を聞いた上で、このアンケート結果が具体的に推進計画のどのページに反映されたかということは、きっと今後出来上がった後のフィードバックの段階で皆さん何らかの資料を作成されるかと思しますので、引き続きフィードバックの部分も注力いただき

たいと思っています。

世田谷区の推進計画の策定に関わった際に、世田谷区はもう計画の策定は終わっているのですが、子供たちに聞いた意見の部分をどう直接届けるかみたいなところを今試行錯誤しているところです。実際に私が一人で動くのですが、みんなの声はここにうつつているよとか、審議会はこういうこと、みんなのことを考えている場所なのですよという説明などを行う予定ですので、東京都としても子供版のものを作成するなど、施設の方と連携して最後まで届けるということをしていただければ問題ないかなと思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。

それでは、特にないようでしたら、第3章「東京都における具体的な取組」に進めさせていたいただきたいと思います。記載項目ごとにお話をいただこうと思います。

まず「目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」について御説明をお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 第3章「東京都における具体的な取組」の「目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」について私から説明させていただきます。

内容につきましては、この部分について大きな変更はありませんで、全体的に「現状・これまでの取組」の部分や「課題と取組の方向性」の部分につきまして詳細な書きぶりにしたところがございます。前回の骨子に対する御意見を踏まえて修正、追加した部分は70ページになりますので、お開きください。

乳児の意見表明の部分、話すことができない子供も生存欲求のようなものも含めて意見表明をしているのだということや、あと、「目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」の部分のところで、障害児の件について記載を入れてはどうかという御意見もありましたので、ここで少し第3章「東京都における具体的な取組」の「目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」の部分で強調して記載したところがございます。こういった御意見を踏まえまして、「子供の権利に関する更なる啓発」の取組として、「(取組1-3) 里親や施設職員等に対する子供の権利の啓発のさらなる推進」のところですか。ここは職員等に対する啓発の部分なのですが、この1つ目の丸で「年齢、発達状況、障害特性など子供に応じた意見表明等支援の方法」というところを追記しまして、説明会で乳児等の意見表明等の支援についても職員に対して説明する必要があるということで記載し

ております。

また、2つ目の丸のところですが、説明会の対象施設を具体的に記載する形としまして、乳児院、あと障害児施設、母子生活支援施設についても明記したところでございます。

そのほかにも子供の権利ノートの改訂に際して、保護者に対する子供の権利の説明も踏まえた内容にしてほしいという御意見もあったのですが、子供の権利ノートというものはそもそも被措置児童を対象とした内容になりますので、一般の保護者向けということであれば東京都子ども基本条例の大人向けの啓発冊子や、それぞれ年齢対象別のハンドブックなど分かりやすく記載したものもあり、そういったものも東京都で普及啓発しているところがございますので、御活用いただければと考えております。

また、前回の御意見で子供の満足度調査の項目ですとか、現状からどれだけ増加させることが必要かというような御意見をいただきました。こちらにつきましては、73ページの指標の部分をお覧ください。ここは少し現状のところを書き足しまして、73ページの上から取組1-1と書いてあるところと、次の取組1-1から取組2-1、取組2-2と書いてある2つ目と3つ目のところです。こちらは措置児童を対象として子供の権利に関する理解度、意見表明できる子供の割合や意見表明に係る満足度について、現状の欄に先ほどの子供のアンケートの調査での結果を記載したところでございまして、結構割合は高く出ていますが、今後、令和7年度以降は全措置児童を対象に調査して比較できるようにしていきたいと考えています。

説明は以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について御質問、御意見などがあればお願いいたします。

○武藤委員 武藤でございます。

ページ数からすると70ページのちょうど真ん中のところ、「＜課題2＞意見表明等支援員の導入先拡大」の件なのですが、この前も非公式な打合せのところでお話をしたのですが、ここの丸の3つ目に「希望するすべての子供が意見表明等支援を受けられる体制を整えることが必要です」、この「希望するすべて」、非常に現場にいると虐待を受けた子供たちはなかなかやはり自分の権利というか、希望みたいなものをきちんと表出することができない子供たち、逆の表し方をする子供たちも多々いるので、なかなか希望できない子供たちも結構いるのです。本当はそういう子供たちの意見を拾わなくてはいけないのではないかなと思っていますので、次の72ページ、73ページも基本的には希望するすべ

ての子供となっていますが、段階を追っていかないと、すべての子供の意見表明を東京都の中で、この5年間ですべての子供たちにやるというのは、なかなか至難の技ではないかと思うのですが、しかし、趣旨からすると、希望する子供だけではなくてやはりすべての子供たちの意見表明を聞くという姿勢が必要なのではないかなと思いますので、これも表現の仕方はお任せしますが、ぜひそういう趣旨を大事にしたほうがよいのではないかなと思いましたので、意見をさせていただきました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

本件に何か追加の御意見などはありますか。

○掛川委員 掛川でございます。

今の武藤委員の御発言に少し関係するかと思うのですが、御説明くださいましたうちの1番最後の部分で73ページの取組1-1、取組2-1、取組2-2のところ、「意見表明ができる子供の割合」などを指標としているのですが、これをどのように把握するという事なのか、意見表明ができるということを大人が判断するとした場合に、これは意味のある指標になるのだろうかというように少し思ってしまうのですが、意見表明しやすい環境を整えていくということはもちろんとても大切なことですので、この指標を客観的に、もう少し何か特定できるような形の表現にさせていただけるとよりよいかなと思いました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

本件に追加の御質問はありますか。この後、事務局から御回答いただこうかなと思いますが、よろしいですか。

では、意見表明に関わる2つの御質問について現状をお答えいただいてもよいですか。

○子供・子育て計画担当課長 お答えします。

希望するというのは、制度上希望する誰もがという意味で記載していますので、当然全員が意見表明等支援事業に参加できる、何らかの形で意見表明できるということを考えております。武藤委員がおっしゃるとおり、当然なかなか御自分の意見を意見表明等支援員に相談しづらいとか、色々なことのセルフアドボケイトもできないということもあると思うので、そういったことも含めて意見しやすい環境づくりをするということが重要だと考えております。希望するというのは誰もが希望できるという意味でも使っているところで

ございます。

指標については、表現はやや分かりづらい内容にはなっていますが、国の策定指針の文言をそのまま入れているところではございます。そして、日頃から意見表明できる子供の割合というのは、意見表明等支援事業をはじめ、制度が全対象児童に行き渡るということを考えておまして、周知も含めてすべての子供に分かりやすく様々な意見表明ができるような仕組みを整えるという意味で考えております。アンケート調査を踏まえて、ここがなるべく100%になるような形を目指していきたいと考えています。

○新保部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。大丈夫ですか。では、武藤委員もう1回どうぞ。

○武藤委員 この「希望する」という言葉を取るということはできないのでしょうか。すべての子供ということにはならないのでしょうか。

○子供・子育て計画担当課長 「すべての子供が」と書くことも可能だとは思いますが。そういう意味で書いてはいるので、少し検討させてください。

○新保部会長 ありがとうございます。

本件はよろしいですか。お願いします。

○柏女委員 今、掛川委員の御質問、それから、子供・子育て計画担当課長の御説明で53ページにある調査をされていますよね。調査結果を踏まえてとおっしゃっていましたから。そうすると、そこが「N=24」で施設の子供たちに意見を聞いたということで、「周りの人にどれくらい自分の気持ちや意見を言えているか」、これで「たくさん言える」という回答が半分、50%、「すこし言える」が30%ぐらいあって、これを足すと83%になるという理解でよろしいのですね。

ですから、そういう意味では調査に基づいた数字を根拠にして言っているということで、この数字を上げていくという形ですよ。

○子供・子育て計画担当課長 そのとおりです。

○柏女委員 ただ、今回は非常に例数が少ないので、実際本調査をして追加していくときはこの質問を大事にしながら数を増やしてやっていくようにしていただけるのもよいかなと思いました。取りあえず今回の計画を定めた基底線のところは83%だったと。私は「すこし言える」を入れてしまうのはどうかと思いますが、50%でいったほうがよいのではないかなとは思いましたが、以上です。

○子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。検討します。

○新保部会長 では、御検討いただければと思います。お願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

では、続きまして、「目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」について御説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 それでは、私から御説明をさせていただきます。

前回の骨子から書き足した部分について御説明をさせていただきますが、「<課題1> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実が必要」というところで、「(取組1-1) こども家庭センターの体制強化」について記載をしております。区市町村単位で寄り添い支援を行うことで虐待の未然防止に取り組むというところなのですが、2行目から3行目にかけて書いていますが、令和7年度、この寄り添い支援を行う中で妊産婦の対象の方のゆとり感というところで、具体的な数値をもって効果を測る仕組みを更に可視化するためにシステム構築を考えております。そのために「支援効果を測る仕組みを構築・提供し」という文言を付け加えさせていただいております。

続きまして、「<課題2> 児童相談所のケースマネジメントの徹底に向けた体制強化」でございますが、78ページの課題2の1行目なのですが、これは「目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」のところにも書きますので再掲でございますが、地域で支援していく上では区市町村の子供家庭支援センターの役割も重要と考えておまして、そうした中で家庭への支援ということで、子供家庭支援センターの心理職員をより一層活用していくことが重要だと考えておまして、国の基準でも区市町村に心理職員を配置するということが基準で定められておりますが、実態として多くの心理職がその専門性を活用するというよりはケースワークを担っているというところで、なかなか専門職としての専門性を生かし切れていないというところがあります。そこを課題として書いておりますが、それを踏まえて「(取組2-1) 子供家庭支援センターにおける親子支援の充実」ということで、その心理職が専門性を生かした専門的な支援が行えるように、その向上に向けた取組を検討していくということで書き加えているところでございます。

あと、「(取組2-3) 進行管理の徹底とフォスタリング機関との連携強化」でございますが、この1つ目の丸でございますが、児童相談所における支援の大前提としまして、児童が家庭においてまずは健やかに養育されるように保護者を支援するというところ、その上で保護者による養育が困難な児童については、親族による養育や里親等への委託に向けて支援を行うということで、基本的な考え方を付け加えているところでございます。

あと、4番目の丸でございますが、里親家庭向けの研修の充実の1つとして、里親自らが研修講師やファシリテーターとなる講師養成を行った上で、その社会的養育に関する演習方式の研修を実施するといったようなことで、里親自らが社会的養育の担い手であることの理解を深めていくということで、より里親等の活用というところでこうした研修も考えていきたいといったところでございます。

79ページでございますが、「<課題3>切れ目のない支援に向けた連携体制の構築」のところで、支援機関が様々に変わる中でも途切れることない支援を構築していくということで取組を書いているところですが、そうした中で様々な支援が変わっていても子供の出自を知る権利の保障という観点で、その記録を振り返ることができるようにするというところも重要な部分でございまして、国においても令和4年2月に社会保障審議会で意見が付されて、調査研究を行うようなことをしておりますが、そうした中で国の動向を注視しながら、東京都としても保存年限や開示方法の課題等の整理を進めていくということで書き加えさせていただいております。

前回からの変更点につきましては、以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいま「目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」について説明いただきました。委員の皆様、御質問、御意見等あればお願いいたします。

○齋藤委員 齋藤です。

77ページの「(取組1-1) こども家庭センター体制強化」について教えていただきたいのですが、このこども家庭センターができていく中で、妊産婦等生活援助事業との連携ということで関連するのかなと思ったのですが、もしかすると東京都の妊産婦等生活援助事業と区市町村のこども家庭センターとが単に連携するだけではなく、すでに各区市町村で独自に行っている、妊産婦などの支援を行う緊急一時保護などの事業(多くの窓口は福祉事務所)と妊産婦等生活援助事業の相談窓口が今後連携・調整していく必要性もあるのかなと思ったのですが、、その辺りの仕組みの構築や提供体制整備というところがどの程度のことをイメージされているかということが1つと、あとは、「支援効果を測る仕組み」ということが書いてあるのですが、そこも少しイメージがよく分からなかったのですが、もしかすると現場で見ていると思うのは、まずは受け止める体制のしっかりと流れが汲めていくというようなことがかなり重要になってくるかなどと思っておりましたので、更その上のところの支援効果を測るところがどういうイメージなのかということがつか

み切れなかったので、もし分かれればその辺りの2点を教えていただければと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

では、今の点についてお考えというか御回答いただければと思います。

○家庭支援課長 ありがとうございます。

まず1点目でございますが、妊産婦等生活援助事業は、国の建付けとしまして都道府県レベル、また区市町村でも実施できることになっております。現状として、今東京都で補助をしている団体がありますので、そこは東京都内全域で広域的に支援をしているという中で、そこでやはり齋藤委員のお話にあったように、区市町村で把握した支援が必要な妊産婦の方がいる場合に、今東京都で実施している妊産婦等生活援助事業にうまくつなげながら支援していくというところは重要だと思えます。また、今後この先、区市町村レベルでも妊産婦等生活援助事業を展開されれば、より地域できめ細かく支援ができるというところでは望ましい部分だとは思いますが、現状としては今東京都で実施しているというところでございます。今の御意見を踏まえて、「(取組1-3)特に支援が必要な妊産婦への支援の充実」ですね、2つ目にその部分を書いているのですが、あまりにもさらっと書いているので、その辺りは御意見を踏まえて区市町村との連携という部分をどうするかというところは書き加えられれば少し考えたいと思えます。

2つ目のお話ですが、受け止める体制がまずあってというところで、すみません、これはなかなか文字だけで御説明して御理解いただくのが難しい部分はあるかもしれませんが、令和3年度から東京都でモデル的に、こども家庭センターを国が施行する前から、母子保健部門と児童福祉部門で連携しながら妊娠期から伴走的に相談支援を定期的に行って、悩み事、困り事に寄り添いながらゆとり感を高めていただくような個別的な支援というものを行ってまして、その上で令和6年4月から本格実施している体制強化事業というものがございます。その中では、受け止める体制のための人員の増配置の支援という部分と、母子保健と児童福祉部門が連携しながらきめ細かく相談支援していくという技術的なノウハウの部分の研修の実施という2つを大きく分けてやっております。それらの取組があった前提で、更にその支援効果を測る仕組みをつくるというようなことで今考えているところでございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかに御意見いただけますか。

○柏女委員 今更なのですが、79ページの「(取組3)移行期の連携体制の構築」の2つ目の丸のお話を今聞いていて、これをもう少し特出ししなくてはいけないかなと思ったのですが、パーマネンシー保障のところに入れたほうがよいかと思うのです。実は子供の出自を知る権利に関して、いわゆる特別養子縁組や里子の真実告知あるいは生い立ちの整理とかライフストーリーワークですね、そうした子供にとっての出自を知る権利の保障というか、そこが大事なことのだけれどもどこにもなかったような気がして、もしあればよいのですが、こういう記録の保存もとても大事なことで、子供が後から知りたくなかったときに児童相談所に行って開示するというようなことも大事なのですが、日々の児童養護施設や里親が生い立ちの整理をしたりしていくことも、それから真実告知をしていくということもとても大事なことだと思うので、何か1か所にまとめて書けないかなと思いました。どこかにあればよいのですが、御検討いただければ幸いかなと思いました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

米山委員、挙手いただいているようですので、お願いいたします。

○米山委員 少し遅れての参加で申し訳ございませんでした。

今の77ページの連携という部分なのですが、各機関が連携、例えば母子保健と児童相談所だったりとかする中で、同じフロアになって関係部署間の連携がしやすくなったという児童相談所の報告を少し教えていただいたことがありました。1つ、連携というときに、いわゆるお互いの中で、窓口になる方といいますか、コーディネーター役というものをきっちり置くと割合とうまくつながるといったこともあると思います。その仕組みの連携とは言うのですが、連携会議などもあるのですが、そこを利用されるニーズのある御家族に寄り添うという意味では、そこが分かるコーディネーター役といったものをしっかり書き込んでおかれたらよいのではなかろうかと思います。ある県では保育所と障害児通所施設などのやり取りをすると。それもコーディネーター役を誰々さんともう決めておくことで、円滑に進むということを知ったこともありますので、その連携という中でやはりコーディネーターとかといったものの中で担当を決めるとか、そういったことを少し具体的な話ですが、入れてみたらより円滑になるのではないかなと思いましたので、意見しました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

77ページについての御意見と、それから、主として79ページについてのパーマネンシー保障に関する御議論、保存年限のことも含むのですが、この2つが大きなものとして出ましたが、事務局として御回答いただければと思います。

○家庭支援課長 ありがとうございます。

まず、柏女委員からお話のあった点、記録管理については触れているのですが、確かに子供にとっての部分で見れば真実告知や生い立ちの整理というところがこの記録云々というよりは、そこが大事なところなのかなと思うところで、確かにここは記載が抜けている部分でありますので、少し考えて整理をさせていただきます。

あと、2点目のお話でございますが、こども家庭センター体制強化で更に御説明をしますと、職員の充実の支援をしているというところでお話ししましたが、ここはまさに母子保健と児童福祉部門、それぞれで関係機関と連携をするためのコーディネーターの増配置ということをやっているところでございます、今いただいた御意見を踏まえて、この取組のところも具体的に分かるような書き方ができないかというところは考えたいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

○木村委員 木村でございます。

78ページの「(取組2-1) 子供家庭支援センターにおける親子支援の充実」の心理職員が「専門的な支援が行えるよう専門性向上に向けた取組を検討します」というところなのですが、私どものような小さい自治体ですと、心理職員の専門性の向上以前のところで、心理職員の仕事としてどういう枠組みがあるのかとか、その辺りのところの確立がされていないということから、仕事として何をやるのかというところがまず大前提として決まっていないという課題がございます。そちらについても個々の専門性に加えて、何か御提示いただければ幸いかと存じます。

以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。

なければ、本件についてお願いいたします。

○家庭支援課長 すみません。毎度御説明が不足していて申し訳ないのですが、「専門性向上に向けた取組」というところでは、具体的には今まさにお話のあったような心理職の役

割、何をすべきかという業務のガイドライン的なものがあればよいのかなというようには考えております。その上で専門性の向上を図るような人材育成というところにつながればよいかなと思っておりますので、ここの書き方についても、すみません、考えさせていただきたいと思っております。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて「目標3 家庭と同様の環境における養育の推進」について御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 「目標3 家庭と同様の環境における養育の推進」について育成支援課から御説明させていただきます。

前回の骨子の段階から追記した部分ですが、全体的に記載を少し厚くしております。主なところでは、「現状・これまでの取組」の1の最後の丸です。81ページの4つ目の丸ですが、二重登録についての記載がもともと少しあっさりしていましたので、もう少し二重登録の御家庭、養子縁組里親に登録している御家庭を養育家庭としてもというところの説明として、一定のスキルなどを習得していただいているということや、養子縁組にこだわっていない方も実際のところいっしょということ、そういう方たちを二重登録して養育家庭としても御活躍いただきたいというような趣旨で始めておりますので、その記載を丁寧に書かせていただいております。

次に、83ページの上から2つ目の丸で、実親の同意取得が困難だというのが里親委託につながらない場合があるというところの対応策として、「(取組1-4) 里親委託促進に向けた取組」のところに、実親の里親制度の理解の促進や、あとは委託の期間中の交流を支援する仕組みを検討するというようなところを追記させていただいております。

それと、先ほど少し話題になりました子供の生い立ちの整理のところでは、特別養子縁組に関しては少しだけ記載がありまして、85ページ、「<課題3> 特別養子縁組に関する取組の促進」の「(取組3-3) 縁組成立後の支援の検討」のところに、「生い立ちの整理のための個別支援プログラムを実施します」という記載がございます。ただ、先ほど御指摘のとおり特別養子縁組だけに限った話ではございませんので、先ほどのパーマネンシー保障のところと併せてどのように記載するかということは検討させていただきたいと思っております。

あと、里親関係では評価指標がかなりたくさんございまして、国のもともと策定要領のほうでも細かく項目が定められております。前回までは目標値など入っていなかった部分

がありますが、今回は目標値まで入れております。特に里親の委託率については、冒頭の第2章「東京都の状況」のところで御説明しておりますが、委託率の目標は37.4%というところを目標にしておりますので、それに合わせた年齢別の里親委託率の目標や、あと2つ目の養育家庭、専門里親、養子縁組里親の数ですね。実際にどれぐらいの数の登録が必要かという計算をして、目標値を入れております。そのほか、幾つか数字ではなくて「増やす」というような方向性だけ定めているような項目もございます。

あと、87ページのところで、取組3-1の特別養子縁組に関する目標値で、幾つか少し事務局で検討した内容で委員の皆様の御意見もいただきたいと思っているのが、養子縁組に関する目標のうち、取組3-1「児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数」が令和5年度現在で36件となっております。また、その2つ下の「親子の交流が途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て件数」も、令和5年度現在東京都所管分で2件となっておりまして、策定要領ではそれぞれこれの目標値を定めるとなっているのですが、事務局の案としまして、なかなかこの特別養子縁組の数を増やしていくですとか、あと件数を具体的に定めてその数に向けて増やすというよりは、特別養子縁組が必要な子供がいらっしゃった場合に適切に実施していくということが重要なのかなというところで、具体的に増やすとか数字目標を立てないで、必要に応じた対応の着実な実施という形で目標設定をしております。事務局案についても御意見いただけたらというように考えております。

御説明は以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について御質問、御意見等いただけたらありがたいです。特に特別養子縁組、児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数などについての目標についての事務局からの御質問がありました。いかがでしょうか。

○横堀副部会長 よろしいでしょうか。私からは2点意見を申し述べたいと思います。

まず1点目は83ページの「(取組1-4)里親委託促進に向けた取組」の4つ目の丸、「更新期間や研修体系など、里親登録のあり方を見直します」というところです。私自身は里親認定部会の委員ですので、この里親登録のあり方を見直しという点をすでに部会で見聞きしております。ただ、登録のあり方を見直しますというだけでなく、委託の推進、支援を加えて家庭養育を安定的に支え、充実させていくことがやはり重要となります。そこで、里親の育成の在り方を見直すことを考えたとき、研修の充実もぜひ検討をお願いし

たいと思います。資料にちょうど「研修体系など」と書いてありますので、登録のあり方のみでなく、文言を加えていただけるとありがたいと思いました。それが1点目です。

2点目は、先ほど見解をお話しいただきました、87ページの取組3-1の特別養子縁組の成立件数のあたりをどのように記載するかということについてです。特別養子縁組の件数をただ上げていくだけではない趣旨のご説明がありました。この点についての意見です。特別養子縁組の成立件数を上げていくことに関し、かつて国の新しい社会的養育ビジョンが出され、成立件数の目標値が出されましたときに、研究者などがかなり反対をしたことを思い返します。子供のニーズと状況に応じて特別養子縁組の制度を有効活用することとは適切と考えますし、結果その取組によって件数が増えることは重要であります。件数の増加を目標値で見せることではないのではと考えるわけです。このあたりは件数でない質的な議論が必要とされ、実質かなり関係者による討論があったと思います。ですので、特別養子縁組に関する東京都の姿勢としては、ここに書いてある書きぶりで私自身は基本的に賛成でありますことをお伝えします。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

87ページの特別養子縁組の成立件数についての数、記載の考え方について横堀副部長から意見がありました。本件について何か追加の御意見もしくは反対の御意見はございますか。

特になければ、では原案のとおり、また横堀副部長のご意見のとおり進めていただければと思います。

それから、もう1つの御発言がありました里親登録の在り方のところについては、研修体系のことを含むものだとおそらく理解して書いていらっしゃるのかなと思いますが、ここはよろしいですか。事務局のお考えがあったらお願いいたします。

○育成支援課長 御意見いただきまして、ありがとうございます。

確かに研修の在り方というものが登録や認定に関しては必ずセットになりますので、もう少し登録の在り方だけではなくて、研修の在り方や研修の充実といったところも分かるように記載を工夫したいと思います。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、柏女委員、お願いします。

○柏女委員 柏女です。たびたびすみません。

86ページなのですが、ここの「ファミリーホーム数」ですが、現在30件で36件という目標なのですが、低過ぎませんかというのが1つです。根拠が分からないのですが。実は今日、千葉県のこども計画の策定会議が午前中にありまして、千葉県の場合は里親委託率が現在35%、東京都の倍ですが、ファミリーホームが20か所ありまして、目標値が出たのですが、30数か所が上がっていて50%増という感じの計画になっています。それを考えると、別に千葉県がやっているから東京都もと言うつもりは毛頭ありませんが、家庭擁護の委託率を17%から37%までに5年間で上げていくという計画を立てる以上、その重要な要素であるファミリーホームをこのような形で置いておくのはどうなのだろうかという思いを持ったので、御質問と併せて意見という感じになります。よろしく願いいたします。

○新保部会長 ありがとうございます。

事務局としていかがでしょうか。

○育成支援課長 御質問ありがとうございます。

この目標設定の考え方なのですが、明確な計算の根拠というよりは、近年何件かずつ、毎年1件、2件とファミリーホームが増えている状況ではあるのですが、一方で世代交代だったり、あとは法人型のファミリーホームでグループホームへの転換を考えるとかというような動きもありまして、増える要素と減る要素と両方あるということを加味すると、なかなかこれをどんどん倍に増やすとかという設定も現実的にどうなのかなというところがあって、こういう36件というようにさせていただいているところではありますが、改めてファミリーホームの数の出し方は少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柏女委員 おっしゃるとおりリスクも当然あるわけで、その次を継いでいく方がいないとか、あるいはそこのお手伝いをしてくださる方の辞めた後が見つからないとかいうような問題も当然あるわけですが、それに支援策を講じていくことによって増やしていくことは可能になりますので、そういう意味では積極的に増やす方向でこれは考えていったほうがよいのではないかなというようにも思いました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、能登委員はいかがですか。何かございませんか。よろしいですか。

○能登委員 ありがとうございます。今のところ特にありません。

ただ、東京都は里親登録にしても住宅事情等の問題もありますので、その辺りを加味した上で計画を練っていただけたらというようには思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

○武藤委員 武藤です。

前回話をすればよかったのですが、84ページの「(取組2-1) 包括的、一貫した里親支援体制の構築」ということで、今フォスタリング機関でやっているのですが、今後里親支援センターへ移行するというに向けての検討を実施するということなのですが、いわゆる里親支援センター化するにあたっての基本姿勢というところを、もう少しここに加筆したらよいのではないかなと思っています。この前も意見を言ったのですが、フォスタリング機関から里親支援センター化すると、かえって職員が減ってしまったりする可能性があるというようなこともあって、やはりそのようなことのないように、もっと里親支援センター化するにあたって機能充実だとか、それから、私も意見させていただいたのは民間性の重視だとかも含めて、これまで以上の制度にしていくというような基本姿勢はしっかりと出したほうがよいのではないかと。

あと、特に地域の子育て支援センター的な役割も果たしていくというのですかね。そういうことも里親支援センター化するにあたっては、姿勢としては必要なのではないかなと思いましたが、私のほうから里親支援センターに向けての未来図というのを参考に出させていただいたのですが、そのようなことも含めて、ぜひ里親支援センター化するにあたって、今以上のパワーアップした里親支援センター化するということを目指すということが必要なのではないかなと思いましたが、意見をさせていただきました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。里親支援センターに関することで、追加で何か御意見ございますか。

特になければ、事務局としてどのように考えていらっしゃるかお話しいただいてもよいですか。

○育成支援課長 御質問ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、移行に向けて検討はしていくのですが、移行するにあたっては今よりも充実した支援ができるようにというところを当然考えなければいけないことだと

思いますので、どこまで具体的に書けるかどうかですが、姿勢として機能の充実などそういったところを少し分かるような形で記載は考えたいと思います。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ先に進ませていただきます。「目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」について御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 「目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」について、引き続き育成支援課から御説明をさせていただきます。

前回から記載を追記したところでございますが、まず1点目で88ページの「現状・これまでの取組」のところで、前回フレンドホームについての記載が全体でどこにもないのではないかというような御指摘もいただいておりますので、家庭生活を体験する取組としてフレンドホームについて記載をさせていただきます。

あとは、施設のところで、民間の施設だけではなくて都立の児童養護施設についても少し活用をというところの御意見をいただいておりますので、前回書いていなかったところで、90ページに「都立児童養護施設において、その公的な役割を果たすため」という辺りを記載しております。今ユニット定員が8名となっておりますので、そういったところではなかなか個別の児童の特性に応じた支援が困難になっているというような課題を記載しまして、91ページの「(取組1)小規模化及び地域分散化の促進」の丸の5つ目に都立の児童養護施設においても小規模化・地域分散化を段階的に進めていくことや、職員の体制強化というところを記載しております。

そのほかに、乳児院に関する記載が少し少なかった部分がありましたので、90ページのところで、乳児院においても職員配置の少ない夜間を中心に体制が困難になっているところや、職員のスキルを習得することが必要だというような記載を入れておまして、取組のところでも乳児院に関する記載を少し加えております。あと、「<課題2>施設の多機能化(里親家庭の支援、一時保護児童の受入等)」のところでも乳児院の持つ機能を重視して、特別養子縁組などのニーズにも応えられるような取組を展開していくという辺りを加えているところです。

「目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」についての御説明は以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

「目標 4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」について御説明いただきました。委員の皆様からの御質問、御意見をお願いいたします。

○武藤委員 2点あります。

1点は、91ページの「(取組1)小規模化及び地域分散化の促進」の丸の4つ目なのですが、今後社会的養護を必要とする子供たちへの支援ということで、今も一時保護所が満杯の状態です。それで、この小規模化及び分散化ということは今後東京都は進めていかなくてはならないと思いますが、それにつけても、この4つ目の丸のところ、本園機能、本園機能の充実なしに分散化というのはなかなか難しいのではないかと考えていて、ここでは職員体制の充実ということだけ触れていますが、グループホーム、分園で非常に大変な子供をすぐ一時保護するのではなくて、やはり本園に一時引き上げるなど対応することが必要な子供たちもいるような気がしますので、本園機能の体制強化ということも文言として盛り込んでいただきたいと思います。

いずれにしろ、グループホームも含めてなのですが、ケアニーズの非常に高い子供たちがだんだん多くなっている現状において、分散化する中で施設現場において四苦八苦しているという実態もあるものですから、そこに対しての体制整備が必要だと思います。職員体制の充実だけではなくて本園機能の充実ということで、スペースの確保だとかも含めて必要だと思いますので、文章の加筆を少しお願いしたいと思っています。これが1点。

それから、もう1点はこの提言書の全部に関わるのですが、93ページに指標で「増やす」「上げる」と書いていますが、今までのところも「上げる」とか「増やす」ということを書いているのですが、できるだけやはりどれだけ増やすのかだとか、どれだけ上げるのかだとか目標値を書かないと、ただ単に「増やす」、「上げる」だけではやはり目標値にならないのではないかなと思っていますので、極力目標数値が出せるところに関しては少し加筆修正したほうがよいのではないかなと思いました。

いずれにしろ、このグループホームの設置だとか、それから、一時保護所の整備だとかも含めてそうなのですが、今の実態を分析するとともに今後予想される部分からすると、どれくらい増やさなくてはならないのかということがしっかりと目標数値的に出てくるのではないかなと思っていますので、ぜひそんな視点を大事にしながら、加筆修正したほうがよいのではないかなと思いましたので、意見させていただきました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、続いて米山委員からお願いいたします。その後、もし可能でしたら乳児院に関する事で、都留委員から何か御発言いただければありがたいと思います。では、米山委員、お願いいたします。

○米山委員 米山です。

89ページ、90ページ、あと、92ページのところで障害児入所施設の小規模化・ユニット化を進めていくこと、それから、できる限り良好な家庭的環境の提供ということが書かれています。1つはユニット化がまだまだ進んでいないというところで、なかなかそれを進めるためにお金もかかることが遅れの要因だと思います。もう1つは前にも伝えたかと思うのですが、年齢の低い子供、例えば知的障害、障害児福祉型の入所施設をイメージしたときに、障害、発達の遅れがあったりして、幼児に近いくらいの発達をされている方たちをイメージすると、ケアに当然人手がかかるわけです。障害児入所施設の人員比率はまだ4対1です。色々な補助が出ているので、それは一般の児童養護施設の比率よりもある意味年齢のことを考えると、それよりも人員配置の比率は低い、職員が少ないということが現実にあると思います。ですので、そこはぜひ増員をしていただくということも書いていただけるとよいと思います。

それから、これは実は先ほど少し私、遅れたものですから伝えられなかったのですが、69ページの子供の権利ということにも関わるのですが、92ページで見ていただいてよいのですが、その取組の中で私自身、今幼児向け、障害児向けの子供の権利の啓発に参加させていただいています。そういうことで良好な家庭的養育の提供だけではなくて、そこに家庭ということと言うと、子供の意見表明とか意見形成支援を行うということ、そこにしっかり明記していただくことは大事だと思いますので、ぜひそれも実施していきますというように書いていただくとよいかと思います。

それにあたって、少し長くなりますが、障害児向けの権利ノートは今までできていませんでした。今回色々な啓発に向けたものやっていると、やはりそういうものが基本的にある、そういった形で子供の権利があり、言いたいことは言えるよと、啓発も含めて、やはり障害児向けの権利ノートを作ることも取り組んでいただくほうがよいなと思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、都留委員、お願いしてよいですか。

○都留委員 ありがとうございます。

今回のこの部分において乳児院のことをたくさん書いていただき、ありがとうございます。その中で90ページにあります「課題と取組の方向性」の中で1番下の丸、6番目になりますかね。その夜間帯の部分の職員配置であるとか職員の増配置の部分、それに伴って「職員一人ひとりが高いスキルを習得することが必要です」という部分で、この部分では職員の研修の部分も含めて、そのための人員であるとかそのための費用の部分であるとかというようなことを言われているのかなと思って、そうすれば本当によいことだなと思った次第です。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

母子生活支援施設は何かありますか。よろしいですか。

ありがとうございます。幾つか御意見が出ましたが、事務局として何かお考えがありましたらお願いいたします。

○育成支援課長 まず、武藤委員からいただいたグループホームの本体施設の職員体制の充実だけではなくてというところは、おっしゃるとおり、職員体制を充実するということは人員の配置をした分、機能の充実をさせていくということもございますので、本園の機能というようなところを少し意識したような書き方ができるか工夫をしたいと思っております。

あと、目標設定についてはなかなか難しいところもあるのですが、具体的に目標設定ができそうなところがあるかということは、改めて検討させていただきたいと思います。

○施設サービス支援課課長代理（児童福祉施設担当） 障害児の部分についてです。あと、米山委員からいただいた御意見につきましては、改めて検討させていただければと考えております。また検討はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、すみません、時間の関係で先にいかせてください。

まだありますか。どうぞ。

○子供・子育て計画担当課長 米山委員からいただいた子供の権利の啓発の部分の障害児の部分についてですが、前回もこの「目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」のところでは障害児の権利について記載してはいかがかと御意見いただいたところでございますが、子供に対してとか職員に対しての権利の啓発というものは「目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」で設定するような内容になりますので、障害児

への権利の啓発というところは少し強調して、先ほどの説明と重複しますが、70ページの「(取組1-3) 里親や施設職員等に対する子供の権利の啓発の更なる推進」のところの1つ目の丸、年齢、発達状況、障害特性など子供に応じた意見表明等の支援の方法についても説明会などで説明するというので、今ハンドブックだとか職員向けに作成して米山委員にも説明会の講師として説明していただいています。更に充実させる形で令和7年度以降検討したいと考えています。

あと、また権利ノートなのですが、そこも新しく今権利ノートの改訂をしまして、障害児向けにそのまま使えないような部分は、今動画で作成しているものを施設でうまく工夫して活用できるように、そこもまた説明会の内容を充実していくのかなと考えていますので、また米山委員にも御相談させていただければと思っています。

以上です。

○新保部会長 米山委員、どうぞよろしくをお願いします。

○米山委員 よろしくをお願いします。

○新保部会長 それでは、「目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」について御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 まず、「目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」の1つ目の施設に関する部分を育成支援課から御説明させていただきます。

素案の段階で書き加えたところとしましては、冒頭に御説明しました児童自立支援施設の関係で集中討議を行っていただきましたので、その辺りを少し反映しまして、児童自立支援施設に関する記載が全体的に厚くなっております。

94ページのところで、児童自立支援施設に関しては、入っている子供たちの状態像が変わってきているというところで、虐待によるトラウマやアタッチメントの問題などというようなところがあって、ケアニーズの高い子供たちが入っているので、個別的・専門的な支援が必要だという、そこを少し記載は厚くしてございまして、それに伴って96ページの「課題と取組の方向性」ですね。児童自立支援施設でケアニーズが高いという子供たちが、今までの規則正しい枠組みのある生活というところだとなじみにくくなっているというような現状を記載しております。また、心理職の体制や児童の特性を踏まえた寮の運営をするための寮の運営体制も不十分ではないかというようなところを「課題と取組の方向性」で96ページに書いております。

取組としては、97ページの「(取組1-2) 児童自立支援施設における支援体制の強

化」というところで、1つ目の丸は寮の体制ということで、例えば個室化といったような施設設備の問題、あとは寮の職員の増員という部分や、職員体制の強化というところでは、あとは若手職員の育成というところも重要だということで、マネジメント体制の強化というところについても触れております。また、2つ目の丸の心理職に関しては、骨子の段階から心理職の増員というようなところは書いてあったのですが、特に心理職の増員だけではなくて心理担当部署の設置というところを今回追加しているところで、心理ケアの専門性ですとかスーパーバイズというときには、単なる増員だけではなくて、組織としての体制というところが必要ということで書かせていただいております。あとは心理職の配置をしても、医療との連携というところも重要だということで、3つ目の丸で医療機関とのネットワークの構築というようなところも記載をしております。そのほかは、都立児童養護施設に関して御意見をいただいているところもありますので、今まで骨子の段階では連携型専門ケア機能事業のところだけでしたが、それ以外にも引き続き公的な役割、セーフティネットを果たせるようにということで、ケアニーズの高い児童への対応ができるような環境整備というところの記載を加えております。

施設に関しては以上でございます。

- 家庭支援課長 続きます、「<課題2>児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の充実」、児童相談所の部分につきましては、前回の骨子から少し肉付けをしておりますが、概ね変更はないのですが、「(取組2-2)児童養護施設等の関係機関への支援の充実」の2つ目の丸、これは先ほどの「目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」のところでも申し上げた子供家庭支援センターの心理職の専門性向上のところ、すみません、こちらには具体的に書いておりました。「専門的な支援が行えるよう都のガイドラインを策定する等」ということで書いておりますので、先ほどの「目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」のところもこうした書きぶりに合わせたいと思います。

以上でございます。

- 新保部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について御質問などありましたらお願いいたします。

大分進んだかなという感じがいたしますが、まだまだ先はあるかなというようにも思います。御発言などあればお願いいたします。

もしなかったら、ここで中休みに入りたいと思いますが、よろしいですか。

では、今25分なので、18時35分再開ということで10分間のお休みを取らせていただければと思います。

午後6時25分 休憩

午後6時34分 再開

○新保部会長 再開したいと思います。

これより議論を再開いたします。休憩前に「目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」まで進めることができましたので、「目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」から議論を行いたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 では、「目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」について育成支援課から御説明をさせていただきます。

前回から書き足した部分でございますが、こちらも児童自立支援施設に関する集中討議を踏まえまして、児童自立支援施設でのアフターケアについての記載を少し厚くしているところでございます。そのほか、東京都で対象者調査を実施しているので、その対象者の実態調査の結果についても、この計画の中で記載をしたほうがよいのではないかというような御意見をいただいておりますので、100ページの1番下の丸です。東京都で施設の退所者のニーズ調査を5年に1度実施しています。最新の調査が令和2年度のものになりますが、その結果が101ページのところです。退所の際に退所を希望していたかどうかですとか、退所に向けたサポートがよかったかどうか、あとは退所後の相談の支援機関に対する認知ですとか利用状況といったような調査結果を入れております。中でもやはり相談支援機関の認知・利用状況というところの「ある」という答えが13.4%で、相談支援機関があるということも知らなかったという方も25%いるというところで、この辺りは相談支援機関を整備するだけでなく、周知していくということが課題なのではないかというように、この結果から見て取れるかと思っております。

また、そのほか102ページの「(取組1-2)施設等における支援体制の強化」の部分で、乳児院においては、退所後のアフターケアというところが乳児院にとっての自立支援ではないかというような御意見をいただいたことも踏まえまして、1番下の5つ目の丸のところを記載しているところです。

「目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」については以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

御質問、御意見等お願いいたします。

○武藤委員 何度もすみません。1点は社会的養護自立支援協議会というのは、東京都が主催をするということで今検討しているのでしょうか。どういう枠組みでどうするのかということ、もし検討しているのであれば教えていただきたいということが1点です。

もう1点は、102ページの「(取組1-2)施設等における支援体制の強化」の丸の4つ目なのですが、「社会的養護自立支援協議会での検討等を踏まえ、ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施を検討します」と書いているのですが、東京都は今自立生活援助事業というものを各施設で準備をしているのではないかなと思うのですね。ですから、実施を検討することにはならなくても、もうすでにスタートし始めるという段階にあるので、そういう意味からすると、この児童自立生活援助事業の在り方だとか拡充について、この社会的養護自立支援協議会での検討を踏まえということになるのではないかなと思いますので、若干文章的な精査が必要なのではないかなと思いましたので、意見させていただきます。というのは、措置延長も含めてそうなのですが、東京都がこの自立の色々な取組に関して少し消極的なのではないかということ、私自身は感じていますので、そういう意味からすると、この文章表現では、社会的養護自立支援協議会にて児童自立生活援助事業をするかしないかについての検討をすると捉えられるので少しおかしいのではないかなと思いましたので、意見をさせていただいたところです。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

本件、ほかの方から追加の御質問、御意見ございますか。よろしいですか。米山委員、お願いいたします。

○米山委員 すみません。1つ、この児童の自立というところで障害児の記載がないかと思うのですが、障害児の場合には18歳で児童福祉法を外れて障害者総合支援法に変わるので、そこを例えば入所の場合には、もう16歳の間から児童相談所も入って移行を進めるというようなことが国の方向で出ています。ぜひそこに障害児の自立についても書き込んでいただければよいのではないかと思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに関連すること、御意見ございますか。

でしたら、事務局として一定のお考えをお示しいただければと思います。

○育成支援課長 御質問ありがとうございます。

まず、武藤委員からの御質問があった社会的養護自立支援協議会の設置についてなのですが、まだ具体的にそこまでどういうメンバーとかというところを検討しているわけではないのですが、国の要綱等を見ましても、都道府県が設置をして社会的養護の自立に関する関係者が集まる会議ということになります。確かにおっしゃるとおり、この4番目の丸のところ、社会的養護自立支援協議会で検討するのはもちろん児童自立生活援助事業の在り方や必要量などそういうことが話題になるかもしれないですが、それだけがメインではなくて、当然相談の拠点事業の話であったり就労支援の話であったり、もっと広く様々な社会的養護経験者の自立支援のことについて検討する場になりますが、ここは児童自立生活援助事業だけを検討するようになってしまいうところもありますので、少し記載を検討したいと思います。

あと、障害のほうに関してはどのように記載できるかということも含めて、少しまた検討したいと思います。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

では、先にいきたいと思います。「目標7 児童相談体制の強化」について御説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 「目標7 児童相談体制の強化」でございますが、大きな区分で都児童相談所の体制強化と都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組ということでございます。

内容は前回骨子で御説明しましたものと概ね変わっておりませんが、具体的な取組としまして、106ページになりますが、都の児童相談所の体制強化につきましては、大きく分けて、「(取組1-1) 人員体制の強化」ということで、人員の確保、定着というところ、あと、育成の部分で、「(取組1-2) 実践的な研修の充実」、そして、定着というところで、「(取組1-3) サポート体制の充実」ということで、採用した職員の採用前から採用後にかけてのサポート体制の充実について記載をしているところでございます。

また、都児童相談所の管轄区域の見直しと子供家庭支援センターの連携強化というところで、課題2のところでもまとめておりまして、「(取組2-1) 都児童相談所の新設によるきめ細かな相談支援体制の確立」が都児童相談所の管轄区域の見直しで、直近での最新の具体的な管轄区域の見直しの予定について記載をしているところでございます。また、

「（取組 2－2）サテライトオフィスの設置促進」で、現状として計画しておりますサテライトオフィスの設置の計画について具体的に記載をいたしております。

○児童相談センター総合連携担当課長 では、続きまして、「2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組」につきまして、児童相談センター総合連携担当からでございますが、この部分につきましても、前回の記載と大体大きな変更点はございませんが、少し末尾の書きぶりなどを調整したものとなっております。

取組といたしましては、108ページの「（取組 3）東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた取組」として、記載の相談援助業務の標準化、以下3つの柱について記載をしているところでございます。

続いての109ページにつきましても、都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化ということで、「（取組 4）都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実」といたしまして、連携拠点の充実ということで記載をしているところでございます。

以下、評価指標につきまして、少し具体的な記載について盛り込んでいるというところが変更点となっております。

この部分についての説明は以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

「目標 7 児童相談体制の強化」について説明いただきました。委員の皆様、御質問、御意見等お願いいたします。

○古川委員 中野区の古川でございます。

都の児童相談所体制の強化というところで、力強い内容になっているのかなというところは、それは進めていただければなと思っております。

108ページの「2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組」の「（取組 3）東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた取組」の下段の2つの項目なのですが、以前も私どこかで発言したような記憶があるのですが、「個別ケースに係る専門的支援」で専門窓口の設置の検討というところをポチの2つ目で書かれているのですが、区児童相談所に関しましては区独自で児童相談所を運営しておりますので、そこに相談窓口があるという話ではないのかなと思っております。困難事例について合同研修等での事例の共有化みたいなどころでの専門性の向上といったところはあるのかなというように思っておりますし、子供家庭支援センターに対しましては、窓口ということも

あるかもしれないのですが、例えば援助要請や措置を着実に都児童相談所が受けていくといったところでの連携の強化といったところが必要なのではないかと思っております。

それと、最後の「人材育成の共同推進」に関しましても、ここに「人事交流の取組を進め」とさらっと書いてあるのですが、独立した自治体同士で人事交流を進めるといのはなかなか、この意味が少しはっきりしないのですが、人事交流は何か分かるようで難しいところもあるかなと思いますので、人事交流が何を指すのかなというところも、もう少し何か明確に御記入いただいたほうがよいのかなと思っております。

もう1点だけ、109ページから書かれている都児童相談所のサテライトオフィスの件なのですが、こちらでも連携の強化といったところでは、一定そういった手法もあるのかなと思うのですが、分室やサテライトオフィスが有効に機能しているのかといったところは検証を進めつつやっただくことで、児童相談所を設置していない区市町村の中での連携が十分図られていくのかなと思いますので、その辺りも検証しつつも対応を進めていくといったところで考えていただくほうがよいのではないかなというように感じております。

以上、3点の意見でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

関連する御意見、御質問ございますか。

○左近士委員 すみません、左近士です。

今の108ページのところなのですが、少しかぶるかもしれませんが、「人材育成の共同推進」というところで先ほども心理職の専門性の発揮というお話があったと思うのですが、特に心理職についてはどうしても少数職種で、各子供家庭家庭センター内で育成ということがなかなか難しいものもございまして、あと、心理職もやはり心理職の職能の発揮というところを強く希望しているところでもありますので、ぜひこの人材育成のところにも心理職の育成についてももう少し書いていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに関連する御意見はございますか。

○柏女委員 前回気がつかなかったのですが、今改めて気がついて、1番と2番になっていて、1番は都の児童相談所の体制強化、2番は都と区市町村が一体となった児童相談体制ということですが、ここに区立の児童相談所がもう1つ入ってくるわけですね。そことの関係が全部「(取組3)東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた取組」、

「（取組４）都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実」で入っているのではないかと思うのですが、都の児童相談所と区の児童相談所の関係をどうつくっていくのかということと、都が区市町村の子供家庭支援センターをどう支援するのか、ここは支援だと思うのですが、もう１つは都の児童相談所が区の児童相談所をどう支援するのか、それを分けて記載していかないと分かりにくいというようなことを今見ていて思ったのですが、整理したほうがよいのではないかなと思いました。

以上です。内容に関するものではありません。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、米山委員、お願いいたします。

○米山委員 米山です。

107ページの取組２になりまして、児童相談所の機能ということで、本当に虐待が増えています。私自身、児童相談所のお手伝いをしたこともありますが、本来の児童相談所機能というところできめ細かくということが書かれています。障害相談や単純に療育手帳の発行などだけでなく、色々な本来の相談機能などといったものが、虐待対応のほうに時間もエネルギーも割いているということで、相談機能といったところが薄くなっているわけではないのですが、やはりその辺りを丁寧にできるとよいなど、本当に人数を増やすとか虐待対策班というものをまた別に作るとかそういうこともあるでしょうけれども、そのためにもこの相談機能と書いてあるのですが、そこに例えば障害相談など幾つか言葉もあると思うのですが、そういったことを少し具体的に書いておいて、そこもしっかりと意識しているところをぜひ表明していただくとよいなと思いました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

関連する御質問はありますか。よろしいですか。

幾つか御質問がありましたが、事務局として今考えておられることなどをお話しいただければと思います。

○児童相談センター総合連携担当課長 児童相談センター総合連携担当でございます。

まず、古川委員から御指摘のございました部分についてでございます。「（取組３）東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた取組」の「個別ケースに係る専門的支援」の区児童相談所の支援というところでございますが、確かに御指摘のとおり、区立児童相談所は東京都の児童相談所とはまた別個の主体であるということで、独立した運営

ということがあるということは大前提と、それはそのとおりだと思います。

一方で、令和5年度、児童相談体制等検討会という区市町村の部長級の方や児童相談所長の方など東京都も含めた会議体がございますが、その中で、区立児童相談所が増えていく中で、やはり東京都全体で、東京の子供として全体的に連携強化をしてやっていくことであるということで様々議論をしております、やはり一部の区立児童相談所の方につきましては、どうしても地域資源等の関係もございまして、なかなか単独でできない部分もある、そういうところにつきましては、東京都のバックアップがほしいというような意見等もございました。

また、令和6年度、都児童相談所、区児童相談所、子供家庭支援センターの方に色々な実態について調査をさせていただいたところ、やはり同じようにそういった例えば医療に関する事など、なかなか東京都のバックアップがあるとよいというような意見もいただいているところございまして、そうしたことを令和6年の児童相談体制等検討会でも、そういった窓口も含めてこういった支援の在り方等もあるのではないかとということで、東京都のほうからも提示させていただきまして、そういった方向性につきましては、概ねそうだよねという形で会議体として一応方向性としては了ともらっているというようにこちらとしては認識をしております、やはり繰り返しになりますが、独立した主体であるということを前提としつつも、連携できるところは連携するということがあると思いますので、この部分につきましては、このような記載でいきたいと事務局としては考えているところでございます。

○総合連携担当部長 すみません、補足ですが、この窓口という表現が、都児童相談所が区立児童相談所の管轄の範囲の相談まで受け付けるように見えてしまっているのも、その書きぶりは少し変えていきたいと思えます。

以上です。

○児童相談センター総合連携担当課長 そうですね。書きぶりなどもございますので、そういったところも含めて、人事交流につきましても、では何をやっているかということもありますので、全体的にきちんとこちらの趣旨が分かるような形で考えてみたいと思っております。

続きまして、心理職につきましても御指摘もございましたが、こちらにつきましては、心理職の先ほどのほかの章立ての記載などもございますので、全体的なところでこういった形にするのがよいかということで検討していきたいと考えております。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

では、続いて「目標 8 一時保護児童への支援体制の強化」について説明をお願いいたします。

○事業調整担当課長 111 ページから、家庭支援課より御説明をいたします。

変更点を中心にというところで、まず 111 ページになりますが、「現状・これまでの取組」につきまして、「(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進」の「①一時保護需要を充足する体制の構築」のところ、都留委員から乳児院が現に果たしている役割として乳幼児の受入れをしていただいているということ踏まえ、後段に乳幼児に関して、東京都内の乳児院で受け入れていて、きめ細かなアセスメントや支援を行っていただいているということを追記させていただきました。

乳児院の関係では、112 ページにも「<課題 1>高まる保護需要への的確な対応」の 4 つ目の丸にも職員配置の少ない夜間・早朝などにも緊急を要する乳児の一時保護委託を受け入れていただいているという旨も記載しております。

続きまして、113 ページになります。こちらは武藤委員から一時保護所だけではなくて多様な一時保護委託先の確保をやっているということで、2 つを併記するような形がよいのではないかと御意見をいただきました。四角の中で「○ 併せて、」というところで併記をしておりますのと、あわせまして、乳児院でも一時保護委託をやっているというので、ここも追記しております。

続きまして、113 ページの続きです。「(取組 1-1) 都児童相談所の一時保護需要を踏まえた体制の整備」の「○ さらに、」というところになりますが、児童養護施設におきまして一時保護委託を受けていただけるような体制構築の支援というものを検討しておりますので、ここの内容を追記させていただきました。

続きまして、114 ページになります。専門部会からいただきました緊急提言を受けまして、「(2) 個別的支援が必要な児童により手厚いケアを行うための人員体制の強化」につきまして、「(取組 2-2) 夜間帯、身柄付通告対応に係る適切な職員配置の検討」と「(取組 2-3) 心理的ケアが必要な児童に対する専門的支援の強化」を追記させていただいております。

最後になりますが、115 ページになります。「(3) 児童の権利を守るための取組の

充実」につきましても、緊急提言を受けまして、「（取組3-2）児童の置かれている環境に応じた教育・学習支援の強化」の2つ目の丸、ここに通学支援について追記をさせていただきます。

変更点は以上となります。

○新保部会長 ありがとうございます。

「目標8 一時保護児童への支援体制の強化」について説明をいただきました。委員の皆様への御質問、御意見等をお願いいたします。

特にございませんか。

でしたら、次にいきたいと思います。「目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」について御説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 御説明いたします。

項目としましては、児童相談所の人材の確保・育成・定着、あと、区市町村の子供家庭支援センター、そして、令和6年から施行されたこども家庭センターの支援、そして、施設に対する支援という構成になっております。

「①児童相談所の専門人材の確保・育成・定着」の部分で前回からの変更点でございますが、前は研修の充実といったところを中心に御説明したところですが、今回追加したのが119ページの上から3つ目です。1つが、こども家庭ソーシャルワーカーなど資格ができていて、職員の専門性向上に向けた資格取得を支援し、職員のキャリアアップを図るということを追記しております。また、継続的な人材育成という意味で、ジョブローテーションによって多様な職場を経験させてキャリアアップを図ると、それによって専門人材を育成するといったようなことも追記を図っているところでございます。

あと、「<課題3>妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成」の推進でございますが、前回御説明した中でこども家庭センターにつきましては、児童福祉部門と母子保健部門のそれぞれの組織の役割の相互理解が重要だという意見をいただきました。それによりまして、「（取組3）妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成の推進」の1つ目の丸のところ、今後子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を引き続き行っていくのですが、その目的として組織間の相互理解と連携体制構築と追記をさせていただいたところでございます。

児童相談所と区市町村支援につきましては以上でございます。

○育成支援課長 児童養護施設等の部分の人材育成に関しましては、骨子から特に大きく変

わっておりませんが、人材の確保だけではなくて専門性の向上や、職員のメンタルヘルス対策といったところも、課題と取組とそれぞれ記載をしているところでございます。

以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について御質問、御意見等お願いいたします。

○武藤委員 最後の120ページの「<課題4>児童養護施設等職員の資質及び専門性の向上」の丸の2番目のところで、現状からすると非常にケアニーズの高い子供たちが多くなってきていて、しかも、全体的には職員の数、配置は以前からするとよくなってきているのですが、その職員の育成が追いついていないというような現状であります。今回の提言においては、児童相談所などの強化策の具体化が大分書かれているのですが、施設職員の強化策が希薄です。「(取組4)施設職員の人材確保・育成に向けた取組」の2番目のところには資格取得の制度というのですか、そこに関する加算制度、手当を検討したいということだったのですが、手当もさることながら人材のコーディネーターだとか、それから、トレーナーだとかも含めて人材を育てる人の配置という部分が必要なのではないかなと思います。前回少しその辺りを言えばよかったのですが言い忘れたものですから、ぜひそこが今後の児童養護施設の肝になってくることになると思いますので、拡充するような書き方をしていただければなと思っています。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問などございますか。

なければ事務局としての今の御質問についての現在の御認識などをお示しいただければと思います。

○育成支援課長 取組のところは、確かに令和7年度以降のもので具体的に検討が進んでいるものについて、まず書いているというところはございますので、研修等既存の事業も含めまして、どういった形でここに明記していくかというところは少し検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○武藤委員 お願いします。

○新保部会長 お願いいたします。

ほかにいかがですか。

○田中委員 1点だけ質問なのですが、「<課題4>児童養護施設等職員の資質及び専門性

の向上」ということで課題が書かれていますが、これまで施設職員におけるメンタルヘルスの現状など東京都として調査されたことはあるのでしょうか。こういうところに悩んでいますとか。

○育成支援課長 御質問ありがとうございます。

東京都として何か具体的にメンタルヘルスに関する調査をまとめてしたというところは、現状ではございません。

○田中委員 そうですか。もしあれば、そういったベースを基にやるという必要性がより担保されるので、もし可能であればそういうことも検討されるとよいかと思います。

○新保部会長 検討するためにも調査が必要だということですかね。ありがとうございます。

ほかに御質問なり御意見なりございますか。よろしいですか。

それでは、続いて第4章「計画の進捗評価と見直し」について説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、121ページ、第4章「計画の進捗評価と見直し」として項目を立てて、今回初めて皆様に御説明をさせていただきます。

今後の進捗状況につきましてですが、今御説明をさせていただいたのですが、多くの計画、それぞれの指標を設定させていただきました。今日も指標について御意見をたくさん頂戴いたしましたが、こういった計画の達成状況を評価するために、各種指標について現状把握に必要な調査というものを毎年実施していきたいと考えております。また、その計画期間中、この取組指標を活用して、この児童福祉審議会の場で計画の達成状況の進捗管理をしていただきまして、次期以降の計画につなげていければというように考えております。また、本計画の内容は妊娠期からの支援などの予防的な取組から、社会的養護からの自立のための支援など、幅広い観点で取組を示しているところでございます。児童福祉分野だけではなく若者支援、生活福祉、障害者支援など、関係する他分野と連携して計画の達成に向けては横断的に取り組んで、必要な支援を提供していきたいというように考えております。

また、令和2年度以降、都内の特別区で8区が児童相談所を開設しているような状況で、今後も新たな開設が予定されているところでございます。一方、東京都の児童相談所についても管轄人口の見直しを行ってございまして、先ほど素案のほうでもお示ししておりますが、今後新たな都児童相談所の設置を進めていく予定でございます。こういった計画の推進に向けては、進捗評価の結果や状況の変化、著しく変化しておりますが、こういった変化を踏まえながら必要に応じて体制、取組の抜本的な見直しを行いまして、社会的養育の

推進に努めていきますということで書かせていただいております。

特に集中討議をいただきました児童自立支援施設については、討議の中でも言われましたが、まだ議論を尽くしていない部分は多少ございます。これにつきましては、本施設に求められる役割、今後の方向性に向けた検討の必要性が示されたということで、引き続き体制の在り方を検討していきたいというように考えております。

計画全体についても、計画期間の中間年である令和9年度を目安として検討を行いまして、必要な場合には計画の見直しを行って、取組を一層推進していくこととしますということで記載をさせていただいております。

以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございます。計画の進捗と評価、そして、見直しについてしっかりと章を作ってください、入ったことはとても大事なことで、大切なことを入れていただいたなというように感じます。

御意見などいただけたらありがたいです。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、この内容で進めていただければと思います。

議事は以上となります。本日いただいた御意見を反映して作成していただければというように考えます。

本日が専門部会の最後となりますので、残りの時間で委員の皆様から一言ずつ御発言いただければと思います。座席順で、高田委員からお話しいただいてよろしいですか。びっくりしますよね。1分ぐらいをイメージしていますが、予定された時間が少し長いので、1分イメージで少し長くても構わないという感じかなと思います。お願いいたします。

○高田委員 このたびは貴重な場に参加させていただき、ありがとうございます。各専門分野の委員の皆様のお意見を伺って、多くの気づきを得ることができました。

本日、資料56ページのアンケート結果を見まして少し驚いたところがありまして、「安心して過ごせる居場所はあるか」という問いがあって、その中で「インターネット空間」というバーチャルな空間を選んだ回答が最も多いというところに少しショックを受けました。これはおそらく孤独を感じている子供が多いということなのだろうというように思います。現在、日本の学校教育の場では自己肯定感を育む取組のようなものが十分ではないというように私は感じていまして、諸外国と比べると日本の子供の自己肯定感は低いという調査結果も出ております。今後、全ての子供の権利が守られると同時に、孤独を感じる子供が少しでも減るような取組が大切であるというように感じました。

以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、続いてお願いいたします。

○左近士委員 左近士です。

本当に私もこの機会を与えていただきまして、非常に勉強になるとともに、日頃子ども家庭支援センターで感じている課題などが少しでも改善できたらよいなというように思っ
て、皆様の意見を聞きつつ、少し御意見させていただいたところです。

本当に地域には非常に養育力の低い保護者、本当に見守っていて心配な子供という方も
たくさんいまして、社会的養護でショートステイであったり里親であったり、そういった
色々な家庭を支えるような支援が充実していくとよいなというように思っております。

簡単ですが、以上でございます。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 母子生活支援施設が今回の会議に参加させていただいたのは初めてでしたので、
本当に色々ありがとうございます。何とかこの資料の中に母子生活支援施設という名
前がたくさん入るとよいなということを最初に思っていたのですが、先ほども幾つか見て
いて、こんなところにもあんなところにも載せていただいたのだなということを本当にう
れしく思っております。

母子生活支援施設は約32施設ほど東京都にある中で、委託の施設も約半数ほどありま
すが、今後事業の在り方については、もちろん母子生活支援施設を運営している社会福祉
法人自体も考えていかなければいけないことではありますが、委託先も含めてその施設が
ある行政との連携の中で色々な活用の仕方ができるかなというように思っておりますので、
今後ともそういった流れをつくれるようにどうぞよろしくお願いいたします。今回はあり
がとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、木村委員、お願いします。

○木村委員 福生市のこども家庭センター、木村でございます。今回は本当に貴重な場に参
加させていただきまして、ありがとうございます。

やはりこども家庭センターの現場におきましては、一度関わりが始まると18歳までな
かなか関わりが切れない御家庭が非常に多くて、保護者も子供もみんな悩んでいるような

状態でございます。職員も新たな対応が求められるため、職員定数の増ということが行われておりますが、一時的な職員レベルの低下が生じておりまして、それによって逆に優秀な人材の流出が起きているような状況もございます。今回、東京都のほうでこの計画に区市町村との連携強化、あと研修を含めたバックアップを記載していただいたことで、今後人材の育成・定着が図られると思ひまして、とても心強く思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

続いて掛川委員、お願ひしてよいですか。

○掛川委員 掛川でございます。私も大変貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。

弁護士として活動する中で、様々な社会的養育、社会的養護の場面と申しますか、ステージに関わっているため、私の意見がやや散漫な形になってしまったように思ひましたが、それぞれ真摯に汲み取っていただきまして、反映していただきましたことについて心よりお礼を申し上げたいと思ひます。

その上で、この計画が今本当にこの社会的養育をめぐる色々なことが変わり続けているという中で、数年にわたっての計画を立てることの難しさというものをとても痛感しました。ただ、子供を中心として、それから、家族全体を支えると考えたときに、柏女委員から前回ですかね、視点を増やすというところで分野横断的に資源を活用する包括的な支援という視点を御提案いただき、それを入れていただいたわけなのですが、計画全体に対してこれが十分に反映できているかというところはまだまだな部分もあるかなと思ひますので、例えばDV、配偶者暴力の関係の女性支援ですとか、そういったほうとの連携といったようなことは、今回の対象とうまくなかなか結びつかないのかもしれないのですが、もう少し言及があってもよいかもしれないし、しかし、全体のバランスのことで少し分りかねたのでなかなか発言ができず申し訳なかったのですが、引き続き時代の状況に合わせて計画を見直していただければなというように思ひました。

以上です。ありがとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員、お願ひしてよいですか。

○武藤委員 この専門部会に臨むにあたって、各現場の意見を大分吸い上げてというか、意見を出していただき、各施設から職員などがぜひこういうことを計画に盛り込んでほし

いということを代表して発言をさせていただいて、発言する機会がやや多過ぎて申し訳ないなと思いました。

ただ、1つだけ残念なのが、5年前の検討にも入ったのですが、もうそろそろ東京都は児童心理治療施設の検討が必要なのではないかとということで意見を言ったのですが、今回もまた入ってなくて、「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」の中で、児童自立支援施設の体制強化について検討、提言することはできたのですが、もう少し東京都でどうするのかということに関してやはり継続的に検討しないと、そういう子供たちを実態的には東京都以外の県にお願いしているという実態もあるということで、この前、施設長会でもそんな話があって、もう少し東京都で主体的にそういう子供たちの養育をどうするのかということを検討していくべきだと思いますので、最後に改めて発言をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

宮原委員、お願いしてよいですか。

○宮原委員 11月の後半だったのですが、子供たちにアンケートをしまして、そのヒアリングの機会がありまして、参加を募っていただいたので、ぜひということで参加させていただきました。その際、事務局の皆様には調整や連絡など大変だったと思うのですが、ありがとうございました。大変よい機会を与えていただきまして、私自身、この専門部会第1回のときに、子供たちにアンケートを取るというときに初めて会った人に色々な状況の子供たちが本心を言ってくれるのだろうかということで、この場で疑問を呈したのですが、そういう機会があればぜひ参加したいなと思っていて、そういう機会を与えていただきまして実際行ってみたところ、少ない人数ではあったのですが、高校生ぐらいの子供たち、自分の気持ちをもう言語化できるとても賢い子たちだったのですが、話したい意欲を非常に感じたのですね。聞いてほしいと。意外と本心を言ってくれたので、こういう機会があればきっと子供たちは話してくれるのではないかなと。年齢的に言語化しづらい小さい子供たちもいるかもしれないですが、根気よく聞けば色々なことを教えてもらえるのではないかなというように思いました。

その中で少し気になったのが、その参加してくれた子たちの中で、このように場を設けていただいて、来るということがなかなか難しい人もいます。交通費がどうなるのか、出してもらえるのかなとか、時間的にアルバイトがあつてとか部活があつて参加できないとか、そういう子たちがいるのだと思うので、できればインターネット上などでアンケート

を募ってもらえればもう少し答えやすいのではないかなという意見がありましたので、具体的には難しいかもしれないのですが、そういうことができるよいかなど。数を集めるのであれば、そういう方法もあるのかなと思いました。

あと、インターネットという言葉を出したのですが、通信費について非常に気になって、そこに参加した子たちは里親に預けられている子供たちだったのですが、そこに参加した子たちではないけれども友達から聞いた話で、同じく里親に預けられている友達なのだけれどもということで、御高齢の里親のところはW i - F i 環境がないそうなのです。そうすると、全然通信ができなくて。今は全てインターネットなのですよね。就職もそうですし、受験もそうなのですよ。紙ではなくて全部、エントリーシートもそうだし、受験の募集要項を集めるのも申請するのも全てなのです。では、その通信費はどうなっているのかと聞くと、お小遣いから出しているという人がいるのです。そのお小遣いでは幾らなのと聞いたら、5千円と言うのです。その5千円で、通信費は相当データ通信量が少ないと思うのです。そういうことは通信費として別枠で何かやってあげたいなどというようには、そこに参加した人たちもおっしゃっていました。

先ほど資料の100ページに、高校生の学習支援には少しお金がかかるから、支援の金額を少し上げたいと思っているということが書いてあったので、もしかしたらそれに通信費なども入れてあげたらよいかなど何か希望が見えたような気がして、少しうれしくなりました。ですので、そのような感じで色々な環境があると思うのですが、社会に出ていくにあたってのスタートラインが、その子の置かれた環境によって、みんなと同じスタートラインに立てないというのは、それはとても気の毒なことなので、大人として何か協力してあげられることがあればよいなと思った出来事でした。

以上です。長くなりました。

○新保部会長 ぜひそういう社会にしたいですね。ありがとうございます。

古川委員、お願いいたします。

○古川委員 中野区の古川でございます。

今回の計画の策定にあたりまして、特別区の児童相談所が次々できている中で、区児童相談所があるということは、結構この計画を作るにおいては複雑だったのだろうなというように思っているのですが、重要なところでは基本的な考え方などを共有させていただいて、そういったところでは大変だったろうし、特別区としても大変ありがたかったかなというように思っております。あと、特別区の児童相談所があるところの区民も都民でご

ざいますので、東京都が、広域自治体としてどのように役割、在り方を考えていくのかといったところは大切だと思っています。また、児童自立支援施設は特別区も児童相談所設置区として一定程度責任はあると思っているので、そういったところも今回は集中討議もしていただいていますので、機能強化の方向が明らかになりよかったと考えています。あと児童心理治療施設に関しましても、すぐにどうこうというのはやはり難しい課題とっておりますので、今後も一緒に考えていけたらよいと思っております。

また、今回のこの計画の策定を通じて一時保護所を含めた都児童相談所ですとか、都立児童養護施設について充実の方向性を明らかに示していただけたというところは、オール東京の中ではとても大切なことだったのではないかなというように受け止めております。

あともう1点だけ、最後の田中委員の御質問を聞いて、はっと思ったのですが、読み漏らしていたら申し訳ないのですが、やはりこの業界は児童相談所も施設も、職員の支援者支援ということはとても大切なことではないのかなと思っていて、もしこの計画に書かれていないようであれば、その支援者支援もきちんとやっていって、本当にダメージを受けやすいところがありますので、そういったダメージにどう立ち向かっていくのかといったところの研修もそうなのかもしれませんが、そういったメンタル面のサポートを十分していく必要があるのだといったところも最後の課題になるのですかね、そんなところにも、もし漏れていたら書いていただけると大変ありがたいかなと思いました。どうもありがとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

続いて、都留委員、お願いしてよいですか。

○都留委員 ありがとうございます。

社会的養育推進計画の策定に向けたというようなところで、今回専門部会として参加させていただきまして、ありがとうございます。この推進計画自体に全国の乳児院の部分で、各県でどれだけ参加されているかというような部分では、やはり参加できていないようなところもたくさんある中で、東京都ではしっかりと参加して発言する機会をいただけたということでは非常にありがたいなと思っております。

そういった意味では、里親の委託の部分を中心に細かくやっていくのかなと戦々恐々としていたのですが、一方で本当に東京都の社会的養護の子供たち、妊娠前から地域支援、障害児支援も含め、地域の部分も本当に包括的な部分でどう支えていくかというようなところの話合いがずっと持てたというようなところは非常によかったなと思っております。

あと1点、里親の委託に関してのところ、フォスタリング機関の全国組織等をやはりつくっていきながら、どこのフォスタリング機関でも同様のサポートをどんな形でやっていくのかというようなところも動き出しているところもありますので、東京都内で各区の児童相談所、東京都の児童相談所というような枠組みを取っ払ったところで、委託できるような里親のマッチングの部分で、幅広に候補の里親たちが挙げられて、適した子供たちが、よりたくさんの里親の中から選ばれるような形ができるような仕組みを東京都としてしっかりとリードしていただければ、なおよいのかなと思っております。

この機会に参加させていただき、ありがとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

続いて田中委員にお願いしますが、その後、能登委員、米山委員にお願いしようと思っています。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 あっという間の1年間でしたが、社会的養護を経験した当事者として参画をさせてくださり、ありがとうございました。おそらくこれまでは川瀬信一さんをはじめとする先代の先輩方がこの役割を担ってきたので、そういった点で私もこの場にいられたことがまず非常に人生における宝物になったかなと思っています。

今回の計画策定にあたっては、お隣にいる都留委員と一緒に緊急提言もさせていただきました。その意見を踏まえて皆さんが承認してくださったり、事務局の皆さんが本当に熱い思いを持って提言ができたということも、私の中ではこれも1つ忘れられない経験になりましたし、こういったことも委員になるとやるのだよということは後輩の委員になるような子たちに伝えていきたいななどと思いました。

最後、言い足りなかった意見としましては2つありまして、102ページの自立支援というところで、皆さん既に周知されていたり、認識している事実だとは思いますが、やはりどちらかという表記足らずな部分もあって、大人視点の自立という文言が多い気がしています。ですので、やはり子供本人の意向を踏まえて自立を支援するだとか、丁寧な自立支援計画を子供本人と策定するだとか、あとはこども大綱では一人一人段階を経て自立に向けた準備をするだとか、自立に対しては多職種連携、関係機関の連携による自立支援を進めるとか、そういった文言がありますので、そういった子供本人と一緒に進めていくのだという視点があると当事者としてもよりよい文書になるかなと思ったことが1点で

す。

そして、2つ目は柏女委員より御発言がありました。76ページの移行期の構築というところにおけるパーマネンシー保障というところを追加・拡充するとよいのではないかというお話がありました。この点については、第1回目からパーマネンシー保障はどういうことなのだろうと個人的に考えていまして、検索したり知人に聞いたりしてきたのですが、これまでのパーマネンシー保障の概要でいうと、きっと連続性のある人間関係、連続性のある育つ地域、連続性のあるお家、養育者みたいな、そういった子供以外の周りを支えるパーマネンシーの議論が多かったかなと思っています。柏女委員がおっしゃった生い立ちの整理とかという部分は、きっと子供本人の納得感における何か連続性、自分が生きてきたというところの連続性がおそらく入っていなかったもので、その部分、そこもパーマネンシーと含むのであれば、子供本人が納得して生きていけるような部分という点で、生い立ちの整理だとか真実告知といった部分が入るとよいのかなと思いましたが、その意見には大いに賛同しているところです。

今後この計画をどうヒアリングした子供たちに伝えるかは分かりませんが、そういった難しい言葉を使わず、なるべく説明できるとよいかなと思いつつ、やはりこの分量は難しいかななどと思っていますので、今後のフィードバックも注目していきたいと思っています。ありがとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、能登委員、お願いしてよいですか。

○能登委員 ありがとうございます。東京養育家庭の会の能登です。

私はこの東京都の養育家庭制度が令和5年で50周年を迎えたということで、また改めてこの養育家庭について考える機会を与えていただいた、この会に参加させていただく中でも、そのようなことを感じさせていただいたということに感謝をしたいと思います。

50年前も児童養護施設で働いていたので、この制度ができることを感じながら仕事をしていたのですが、あのときから思うと、本当に東京都の努力、あと、連綿とした里親たちの努力によって子供たちも、それから制度も成長してきたのだなということを改めて感じて、子供たちは昔と比べたら本当に幸せな家庭生活を送れるようになっているのだなということを改めて感じています。

ただ、こういう中でも里親養育をしていくということは非常に困難があったり、大変さがあったりしていて、委託後1年未満で30%の子供が施設に戻らなければいけないとい

うような状況や、あと、高齢児の委託が増えていたり、高齢児になってからも思春期の不調というものが多くあったりというような課題は色々出てきているところです。

それから、里親登録を37.4%という目標を掲げてこれから進むわけですが、やはり状況が変わってきていて、里親になりたいけれどもなかなかないという方たちも多くいらっしゃいますので、認定基準の見直し等も検討していただけるとよいかと思います。私もここに参加するにあたって、里親仲間ですとか、あと支援してくださっている方たちとか学者の先生方とお話をさせていただいて、遅くなってしまったのですが、私の考える養育家庭の今後ということで要望をまとめて提出させていただいたのですが、これらのことも、これからまた検討していく上で参考にさせていただけるとありがたいなと思っております。

子供たちが健やかに成長し自立していくために何が必要なのか、何をしなくてはいけないのかということを、私たちは改めて考えていかななくてはいけないと思います。あるところでは、今、生活保護が非常に増えてきているのは、施設出身者や里親出身の子供たちがそこに加わっているからだというような話も多々聞きますので、そういったことがないように、本当に自立して大変な時期が来たら助けを求められる力を、私たちがいかに子供につけていくかということが重要なのだなということを改めて感じています。

どうも長い1年間、ありがとうございました。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、米山委員、お願いいたします。

○米山委員 米山です。

この貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。私自身はずっと障害児の支援に携わってましたので、その分野からということと、私自身も児童相談所のお手伝いをこの児童虐待防止法ができる前のところと、児童虐待防止法ができた時代から支援をしていた経験と、それから、児童養護施設の相談員あるいは児童自立支援施設の非常勤もやったりしていて、広くこの分野を知っている者として、発言し過ぎたかなとやや後悔をしているところではあります。

この社会的養育推進というのはぜひ進めばよいなと思っています。考えてみると、虐待児支援はどんどんニーズも増えていますが、前も少しお示ししましたように、児童虐待死は減っているということで、これはやはり児童虐待防止法ができたり、東京都のそういった計画もあって、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」ももちろんですが色々なシステ

ムができて、虐待や相談件数は増えても虐待死は減っているなど思っています。本当に障害児の分野、それから、社会的養育という色々ニーズが必要な子供たちに配慮する、あるいは支援をしていくということは、ちょうど障害児分野では、よく障害児の支援、障害児に優しい環境づくりは定型発達の子供たちにも優しいですよ。まさにバリアフリーではなくてユニバーサルデザインをすることで、全ての子供たちが健やかに育つという環境提供になるのだなと考えています。

それと、先ほどほかの区もありましたが、やはり特別区の児童相談所ができたり、東京都という色々な機能が分化していく中で、更に連携が必要だなと思っていて、本当にそこをどうしていくかということは今後の課題だなと思っています。そういう意味では、先ほどのお節介といいますか、連携のところは本当に少しお節介、お節介し過ぎも困るのですが、お節介というところはやはり顔の見える連携だなというように思うので、色々な連携の中では少しよい意味で寄り添いながらお節介していくというような、そんな形の連携ができればよいかというのと、障害児ではよく言うのですが、障害者の自立とは熊谷晋一郎先生がおっしゃるのですが、自立とは依存先を増やすことということで、何だかんだ言って迷惑かけたり助けられたりする、お互いさまだねというところでは、これは先ほどの連携にもつながるところで、そういうお互いちょっとお願いねと、そういったことが気軽に連携できるような、そういう仕組みが各地域でできたらよいなと思います。

そういう意味で、連携が福祉の中心なのですが、やはり教育、あと医療の連携ということも、ぜひ今後この推進の中で進めていただけるとよいなというように思いました。

以上になります。どうもありがとうございました。

○新保部会長 米山委員、毎回丁寧に御発言いただき本当にありがとうございます。

続きまして、柏女委員からお願いしてよろしいですか。

○柏女委員 オブザーバーとして参加をしたのですが、委員の方々の議論に踏み込まれて、もう本当に私も委員としてたくさん意見を言わせていただいたことを少し私も反省しております。

事務局並びに新保部会長の適切な取りまとめあるいは進行によって、みんなで真摯な議論ができたことに心から感謝を申し上げたいと思います。東京都の実情に添いながら、特に先駆的な取組や東京都独自の拡充方策などを計画に盛り込めたことはとてもよかったなというようにも思っています。新規事業も取り上げられていますし、特に意見表明支援や子供の権利擁護の仕組みなど、当事者に直接影響する事柄については慎重かつ丁寧な事業

の展開が必要かなと思いますので、この辺りもよろしくお願いをしたいと思います。

今後、計画をつくって児童福祉審議会としては進捗管理になるのだと思いますが、大きく4つを提起しておきたいと思います。

1つは、今回専門部会にケアリーバーの方に御参加いただいたということがとてもよかったと思っていますが、この進捗管理もやはりケアリーバーの方々の視点が必要というように思います。そういう意味では、今回は田中委員がお一人で頑張ってくださいましたが、複数参加していただくというようなこともあってよいのかなと思いますし、ぜひそうしてほしいなというように思います。

それから、2つ目は推進計画を進めていくにあたっては、先ほど第4章「計画の進捗評価と見直し」にもありましたが、児童相談体制の再構築をしていかななくてはいけないということになりますので、適時的確な状況把握、それから、区児童相談所と都児童相談所との意思疎通というものがとても大事になってくるのだらうと思っておりますので、そこも大事に考えていかななくてはいけないなと思います。

それから3つ目は、先ほど来お話に出ておりますが、児童自立支援施設あるいは心理治療を必要とする子供たちへの対策の強化、これはやはり東京都が率先してやっていないと、区の児童相談所だけでは限界があるかと思っておりますので、区の協力も得ながら、東京都としてこれは進めていかなければいけないのだなというように思っています。それに関連して、東京都ではもう既につくっておられますが、総合調整機能、総合連携担当部長もいらっしゃると思いますが、この総合調整のところがとても大事になってくるのだらうと思っております。将来の東京都の児童相談体制のビジョンづくりは、まさにこの総合調整のところが担っていかなければいけないのかなというようにも思っています。

更に4つ目ですが、アウトカム強化の指標となる利用者等への調査、今日も話題になっていましたが、それも今後進められていくことにはなりますが、今回十分ではなかったけれども、しかし、調査も行われていますので、それを起点にしながら更に充実させていくということがとても大事かなと思っております。

いずれにしても、こうした時代の変わり目にこのような計画を取りまとめられたことは本当によかったと思っております。オブザーバーとしては、この後、令和7年にこの専門部会の報告案を本委員会に諮って、そして、御同意をいただくあるいは御意見をいただくという作業が私の役目として残っておりますので、そのときも引き続き側面的に御協力をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○新保部会長 柏女委員、ありがとうございました。

では、続きまして、横堀副部会長、お願いいたします。

○横堀副部会長 横堀でございます。本日は最後の専門部会ですので、ぜひ伺いたかったのですが、今日議論してきたような、まさに社会的養育を学ぶ学生たちと先ほどまで過ごしていたものですから、残念ながらリモートの参加になりました。

私自身は微力で、副部会長といいますが、そのような貢献ができたとは思っていませんが、「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」にも参加したり、配慮に満ちた新保部会長のもと、全体の協議状況を確認したりする中で、改めて考えることが多くありました。この機会に色々なお立場の方々の知見や、ご経験をふまえた意見をお聞きし、勉強させていただきましたこと、また、事前の打合せも含め、東京都の皆様がどういったところに重点的に思いを傾けながら、この計画を努力して形づくっておられるかにふれる機会を得ましたこと、深く感謝を申し上げます。

私からはいくつか、これからこの計画を策定し、動かしていかれるにあたっての若干のお願いと意見を最後に申し述べ、コメントとさせていただきます。

ソーシャルワークとは、すでに在る社会資源はとにかく用いて活かす、必要だけれども無い資源は創り出す、学生時代に恩師から教えてもらったこのことが今も鮮烈に私の中にあります。社会資源の活用と社会資源開発です。制度を現実に実践化するとき、また、取組を何らか変えていくとき、これまで存在してきたものを全て捨てて新しいものを創るといった改革的なことではなく、すでにしてきたものの中にある、変えてはならぬもの、ここは大事だという良いところを活かしてリフォームしていくのだということも教えられました。私はこれらを信条としてその後多様な仕事を試みてきました。

他の自治体に先駆けて東京都が先駆的に取り組んでこられた取組がある一方、大都市ならではの難しさ、諸制度に関わる方々の人数も多い体制で福祉を実現していく難しさもあることを、関係する業務にふれさせていただく中で感じてきました。例えば里親家庭のマッチングなども、児童相談所の数が少なく、里親の顔も子供の顔も皆、関係職員が知っているといった地域におけるケースワークとは異なる難しさに相対してこられたこともあると思います。ですので、以後も東京ならではのチャレンジが続くものと思います。

そんな中で3点ほど私がお願いとして申し上げたいことがあります。先ほどのソーシャルワークの考え方を応用しますと、新しい動きを創ることはとても大切であると思います。

例えば児童自立生活援助事業は、社会的養護にこれまでつながってこなかった方、要支援状態のまま支援につながる事ができないできた方も利用ができるとされ、枠組みに含まれております。そういう方たちのニーズキャッチには努力と工夫がいると思うのです。多様な民間団体が居場所づくりを手がけたり、柔軟に独自の動きを創りながらできることをできる形で、形にすることを頑張っておられたりします。自治体レベルでも若者支援の領域で様々な動きをすでに起こしておられると思います。そんな意味から、この社会的養育の分野も、必ずしもこの場に集っておられない方々も含め、関係者との対話を深めながら、新しい動きを随時創る必要に迫られていると思います。クリエイティブなチェンジ、チャレンジを子供の福祉のために続けていくわけですので、今後必要な新しい動きを、より具体的にお考えいただきたいということが1点目のお願いであります。

それから、制度や施策は随時変容が求められ、その意味では常に移行期とも言えますが、新しい計画を策定し、その中で数値目標を示し、新たに動き出すこの時期は、やはり移行期だと思います。この移行期を歩むにあたり、留意点として、特に何か、誰かが犠牲にならないように進めていただきたいです。それが2点目のお願いです。

この部会は、多様な声・意見に直接ふれる機会でありました。そのことをふまえ、3点目です。子供たちの声をさらに聞くこと、現在社会的養育の実務を担っている様々な支援者たちの声を聞くことが、新たに設ける目標値に向かってどう現実的に取り組むかにあたり、必要だと思います。児童相談所職員、施設職員、フォスタリング機関職員、連携していく区市町村の関係者、当事者も含まれてきます。ですので、実務上何をどうしていくかにつき、実務を担う関係者と詳細を確認し対話しながら具現化することが不可欠と思うわけですね。その過程で課題も実践上活かせる方法論も確認できると思いますので、対話を以後も強めながら連携力を発揮していただくことをぜひともお願いしたいと思います。

このような経験をさせていただきましたことに感謝申し上げますとともに、私もまた、与えられた里親認定部会での働きがありますので、以後も連動させながら、ささやかでもできる貢献を重ねてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上です。

○新保部会長 横堀副部会長、ありがとうございました。

私からも少し発言させていただければと思います。私自身はこの会の中で参加させていただきながら、児童養護施設や児童自立支援施設や心理治療施設や乳児院などで出会った子供たちのことを思い浮かべながら参加していました。中にはとても近づいてきてくれた、

近づき過ぎてきた子供たちのことも思い出したり、それから、その子たちが社会に巣立った後のことも色々教えていただいたことを思い出しながら、そして、今もそれが並行して進みながら成長している彼ら、彼女たちのことを思い出しながらこの会に参加させていただきました。

そして、おそらく私などよりももっと現場の子供たちと一緒に取り組んでいらっしゃる施設現場の方々の御発言に一つ一つ共鳴させていただきながら、とてもありがたい発言だなと思いながら聞かせていただきました。

一方で、職員たちのことを考えると、実は私のゼミの卒業生たちや大学の卒業生たちが都内でも多くの子供の関係の施設で就職して働いています。ですから、今回の議論の中身というものは、私のゼミの卒業生たちの職業環境を用意するということでもあるのかなと思いつつ聞かせていただきました。彼らは一生懸命やっています。一生懸命やりながら、もっと先に進みたいという思いを持っている彼ら、彼女たちの気持ちをぜひ生かすような計画、そして、これから見直しとすることができるのであるならば、それに進んでいく準備をしていきたいなと思いました。

また、このメンバーの中には私自身が社会に出たばかりの頃、大分年を取っていますが、社会に出たばかりの頃からお世話になっている先輩たちがいます。その先輩たちが最初に出会ったときのイメージ、そして、今もこうやって御活躍いただいていることをとてもうれしく思いながら参加させていただきました。昔怒られたなどか、それから、色々教えてもらったなどということを思い出しながら参加させていただきました。

また、公務員として都庁で働いていらっしゃる方、そして、特別区などで働いていらっしゃる方や市の職員として働いていらっしゃる方に今回御発言いただく機会があったかなと思います。まだまだ十分ではなかったかもしれませんが、都と区との関係、都と市町村との関係、そんなこともこれからもっと具体的に考えていかなければいけないことがあるかなと思います。そんなことを考えながら過ごさせていただきました。

また、この会議はあまり余裕がなくすぐ来させていただいたのですが、この前に霞が関でこども家庭審議会のある部会、基本政策部会というところに田中委員と一緒に参加させていただきました。そこでは、今日6名の若者世代、子供、若者と言うのでしょうか、若者世代のメンバーがいて、会場にいた若者とは少し言えない、私もおそらくそうだと思いますが、そういう方たちがおそらく5人、6人、大体同じぐらいの人数でした。若者委員が6人、そして、会場にいた若者委員ではない方がやはり5、6人だったと思います。

その環境ができる、若者委員が非常に発言していましたね。今日はとても面白かったです。若者委員たちが基礎自治体の審議会などに参加してみて、そこで感じたこと、例えば非常に印象深かったことが、交通費について先払いでお願いできないかという意見があったり、その交通費を払うのが大変なのだというのがあったり、それから、出席を求められるのだけれども日中に会議が開催されるからなかなか参加できなかったとか、そういう若者たちの声を聞くことができました。言われてみれば当たり前だけれども、私もしくは私どもは十分にそれに対応してこなかった、できてこなかったなということを改めて若者委員から学ばせていただいたかなと思います。

とても貴重な機会に、そして、とても大事な御発言をそれぞれの委員から賜ったこと、また、事務局の皆さんたちに真摯に回答していただいたこと、そのことについて改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項などをお願いしたいと思います。

○企画課長 長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。また、一人一人の委員の皆様から非常に貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、本日で専門部会の審議が最後になりますので、子供・子育て支援部長の西尾より御挨拶を申し上げます。

○子供・子育て支援部長 では、会の結びですので、私から一言御挨拶を申し上げます。

この部会でございますが、令和6年6月から第1回を始めさせていただきまして、今日で5回目でございます。この間、1回3時間超過の非常に無茶な時間設定をさせていただきまして、本当に申し訳ございません。ただ、1回1回が本当に中身の濃いものでございまして、私なんかは本当にあつという間に時間が過ぎたと、そんな実感でございます。委員の皆様方からは専門的な見地から、また、現場の実情を踏まえた視点、それから、当事者としての実感のこもった御意見など、本当に中身の濃い御意見を多数いただきました。改めて感謝申し上げます。

さて、この本計画でございますが、家庭養育優先原則と並んで今回パーマネンシー保障、これが2つの柱になってございます。特にパーマネンシー保障につきましては、我が国では比較的新しい概念かなと思っております。私もパーマネンシーというのは何なのかなということで改めて考えてまいりましたが、委員の皆様から子供を中心とした支援の連続性の保障、それから、子供が安心して将来を見通せる環境づくりの重要性など御意見をいただいております。より具体的に言えば、子供の目線に立ったきめ細かなアセスメントによ

る最適な支援の選択の連続かなど。さらに、子供、それから、家庭の状況の変化に応じて子供の意向、それから、先ほど田中委員からおっしゃっていただいた納得感、こういったものを丁寧に汲み取りながら切れ目ない支援を行っていくことなのかなと改めて実感しております。

このパーマネンシー保障は子供に係るあらゆる政策において、子供の最善の利益を支える概念であると思っております。それだけに改めて実務者として簡単ではないなと思っております。簡単ではないけれども同時に大切ということを肝に銘じながら、しっかりと施策を展開していかなければならない、支援を展開していかなければならないと認識を新たにしたところでございます。

テーマ別に見ますと、家庭養育につきましては里親委託率37.4%、これを引き続き目指して、フォスタリング機関の活用、それから、児童相談所のケースワークをしっかりと行いまして、この37.4%は私どもにとっては非常に高い数値でございますが、しっかりとこれを目指して歩んでいきたいと思っております。

また、一時保護所につきましては、緊急提言をいただきましてありがとうございます。提言では児童と地域のつながりの保障の観点から、1児童相談所1保護所の整備、それから、個別ケアを支える人員体制の強化、それから、子供の権利擁護の視点からの通学の支援や個室化などの御意見をいただいたところでございます。今回画期的でしたのは、児童に対する職員の常時配置と、そういったことを前提に一時保護所の人員配置計画をこの計画に初めて盛り込ませていただきました。今後、具体的に東京都として体制強化を進めていきたいと思っております。

また、ケアニーズの高い児童への支援につきましては、集中討議もしていただきまして、ありがとうございます。特にこれも画期的だったのは、児童自立支援施設の体制強化に向けまして、ケア単位の小規模化や心理職員の増員、精神科医の支援体制の強化等につきまして御意見をいただきました。児童自立支援施設につきましては、子供たちの状態像が本当に変化をしております。こういったことを踏まえて御議論いただいたことそのものも画期的だと思います。武藤委員、それから、柏女委員から継続的な議論をすべきとのお話をいただきました。引き続きこの点につきましては、施策の充実に向けて検討を続けてまいりたいと思っております。

あと、今回初めて社会的養護の元に暮らす子供たちの声も直接汲み上げさせていただきました。今後も引き続き、色々な場面で子供たちの意見を聞きながら、子供の最善の利益、

子供の権利擁護の視点から施策を進めていきたいと考えております。

今回、おかげさまでこの素案、気がつくとも120ページを超えております。前回の倍近いものとなっております。この一つ一つの施策をしっかりと進めていきたいと思っておりますが、何よりも大切なのは、本当にこれをしっかりと実現していくこと、それから、進捗管理のお話もありました。こうした点は行政の使命であると考えております。引き続き社会的養育の充実を実現してまいりますので、皆様方の引き続きのお力添えをいただきたいと思っております。

今後でございますが、いただいた御意見を踏まえまして、年明け令和7年1月、本委員会に計画案として報告をさせていただきます。2月にパブリックコメントを行い、3月に計画を取りまとめて公表する予定でございます。

最後に、改めまして皆様方の御協力、貴重な御意見をいただいたことに対しまして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 それでは、今後の予定でございます。

本日も長時間で3時間にわたり御意見を多数いただきましたが、まだ追加の御意見がありますという方におかれましては、令和6年12月26日木曜日までに事務局までメール等で御意見をお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。別途御案内をさせていただきますと思います。

また、今、子供・子育て支援部長からも今後の予定についてはお話をさせていただきましたが、計画案を取りまとめた上で、令和7年1月の本委員会で報告、2月にパブリックコメント、3月には計画の公表という形で進めさせていただきます。随時委員の皆様にはメールで恐縮なのですが、お送りさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第5回専門部会、これで終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

午後8時02分

閉 会